
令和6年 第117回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和6年3月14日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和6年3月14日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

追加日程第1 第51号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

追加日程第2 承認第2号 公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番 小 島 義 次	7番 松 岡 宣 彦
2番 木 村 秀 幸	8番 藤 森 正 晴
3番 澤 田 俊 一	9番 藤 原 資 広
4番 廣 納 良 幸	11番 栗 原 廣 哉
5番 安 部 重 助	12番 小 寺 俊 輔
6番 吉 岡 嘉 宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 内 教 男 主査 鵜 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	中 野 友 純
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 総 和 人
総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美

税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長	平 岡 民 雄	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長
	井 出 博	春 名 常 洋
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長
ひと・まち・みらい課長		井 上 淳一朗
	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事		児 島 浩 司
	高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事
		宮 本 公 平

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 117 回神河町議会定例会の第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 51 号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、承認第 2 号、公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、いずれも提案者の説明を受け、質疑、討論、表決は最終日をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前の通知のとおり、通告締切りを 3 月 4 日の午前 9 時とし、通告があった 5 人の議員により、本日実施いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号、日程第 1 の一般質問の前に、議事日程第 4 号の 2 の追加日程第 1 として第 51 号議案を、追加日程第 2 として承認第 2 号を追加したいと思います。

議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第 51 号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件、承認第

2号、公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件の2議案を、議事日程第4号の日程第1に入る前に、追加日程第1、第2として日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

よって、第51号議案と承認第2号は、議事日程第4号の日程第1に入る前に、追加日程第1、第2として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第4号の2の審議に入ります。

追加日程第1 第51号議案

○議長（小寺 俊輔君） 追加日程第1、第51号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第51号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正理由は、本条例第13条で、病院における休日夜間業務手当支給に関する定めがあり、別表備考欄2で、「夜間業務とは、午後5時から翌朝午前8時30分までの診療業務をいい、休日業務とは、午前8時30分から午後5時までの診療業務をいう」と規定されています。神河町職員の勤務時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までであり、夜間業務の開始時刻と15分の重複がございます。その重複、つまり矛盾を解消するため、業務時間の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、

本議案の詳細説明をさせていただきます。

本件につきましては、条例改正でございまして、本来、議会初日に提出させていただくところ、医師や職員組合との協議に時間を要し、本日提出となりましたことを大変申し訳なく存じております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

先ほど町長が申しましたとおり、別表備考欄2で夜間業務と休日業務の時間を規定しておりますけれども、平日の勤務時間と15分の重複、つまり矛盾を解消するために、「午後5時」を「午後5時15分」に改正するものでございます。

平日における職員の勤務時間が午後5時15分に改正されたのは随分過去のことです。なぜその際に改正しなかったのかは不明ですけれども、このたび病院において、働き方改革の一環で、全職員の勤務時間を客観的に管理するため、勤怠管理システムを導入しますので、その機会に勤務時間の適正化を図るものです。

なお、条例の施行日は、令和6年4月1日といたします。

以上詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については最終日に行いますので、御了承願います。

追加日程第2 承認第2号

○議長（小寺 俊輔君） 追加日程第2、承認第2号、公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
承認第2号 公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第2号の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認議案は、公立神崎総合病院経営強化プランの策定の件でございします。

この経営強化プランの前身は、平成27年3月に国から示された新公立病院改革ガイドラインに沿い、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、地域における良質な医療を確保の4本柱を基に、計画年度を平成29年4月から令和3年3月末までとして策定した公立神崎総合病院改革プランでございします。

国は令和2年夏頃を目途に、新公立病院改革ガイドラインを改定し、令和3年度以降のさらなる改革プランの策定を要請することとされていましたが、新型コロナウイルス

感染症の発症を受け、感染症への対応の視点も含めるなど、病院事業の経営強化に総合的に取り組むための指針として、令和4年3月に持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを示し、令和5年度中の策定を求めました。

そのガイドラインに示されている柱は、1つ、役割・機能の最適化と連携の強化、2つ目として、医師・看護師等の確保と働き方改革、3つ目として、経営形態の見直し、4つ目として、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、5つ目として、施設・設備の最適化、6つ目として、経営の効率化等の6本柱でございまして、医療経営コンサルタントによる経営分析に基づき、院内各種委員会で議論を重ね、持続可能な病院経営を目指した公立神崎総合病院経営強化プランを策定しましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院副院長兼事務長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。公立神崎総合病院経営強化プランにつきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、概要版に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。これは表紙でございますが、内容に入る前に、もう少しこの強化プランについて御説明させていただきます。

こちらのプランは、先ほど町長のほうからも説明がありましたとおり、総務省のほう为主导しており、全国の公立病院一律の項目で策定を指示されたものです。病院ではなくて町が策定するという位置づけのものでございます。

当院におきましては、同時並行的に策定、検討しておりますこの強化プランと、もう一つ、経営改善計画というものがございます。経営改善計画のほうは、当院独自のと申しますか、そういう視点の、いわゆるローカルな課題を中心に自主的に検討していくというものとしております。この評価プランのほうには、いわゆるロードマップ的な要素は含まれておりませんが、経営改善計画のほうには、ロードマップ的な要素を含めて策定しておるところです。

それでは2ページをお願いいたします。まず背景からですが、神河町の将来入院患者推計のグラフがその右に示してございます。こちらが令和2年度から令和32年度までのグラフでございますが、ざっと、真ん中、令和17年度までを第1期、それ以降第2期として大きく2つの期に分けて、策定をしているというところが一つのポイントでございます。第1期の特徴としましては、神河町域の入院患者数は減るんですが、そこまでは一気に減らないという時期が第1期でございます。第2期のほうは、その減少の勢いが加速度的に増えていくというような時期、これを第2期としております。この第1

期におきましては、病床数を現状維持して、入院患者数の増となる取組を行う期間、第2期としましては、将来的なダウンサイジングを見据えて、病院機能を再構築する期間としております。

3 ページをお願いします。この右上に神河町の将来推計人口を記載しておりますが、先ほどの入院患者数の根拠となるものでございます。そしてその下に今度、医療介護需要予測のグラフがございまして、特にオレンジ色、介護のほうを御覧ください。令和2年度を100としますと、令和12年度に106ということで、ピークを迎えるという予測でございまして、令和17年度におきましても103と、まだ令和2年度よりも上回っているという状況で、その後は低下していくんですけども、そこまでは、令和2年度をベースに考えますと、それ以上の需要があるという見込みが立つ時期でございまして。

そして、左下の表を御覧ください。こちらは地域医療構想の播磨姫路保健医療圏、この2次医療圏における必要病床数でございまして、令和7年（2025年）と書いてある行がございまして、2025年にはこの地域の病床数をこの数字に持っていくという目標で地域医療構想が進められておるという状況に対しまして、令和4年度実績では、その上の行ですね、そちらの病床数があるということで、一番下の行にはその差引きを記載しております。

この差引きの行を御覧いただきますと、回復期以外の区分におきましては、過剰という状況、回復期のみは不足という状況でございまして。この辺り、後ほどまた御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。今度は内部の財務分析となります。上の貸借対照表の推移を御覧ください。北館改築がございましたので、30年度から貸借対照表上の資産等はぐっと伸びておる状況ですが、その後は、御覧のとおり推移している状況でございまして。特に30年度、元年度あたり、流動資産、流動負債の高が逆転しておる、よくない意味で逆転しておる状況ですが、令和3年度、4年度、右のほうですが、そちらを見ていただきますと、いい状態に改善しております。そのほか自己資本比率につきましても、3年、4年度は良好な状況になっております。

しかし、一方、その源泉という意味で、下の損益計算書を見ていただきますと明らかなんですが、それぞれのグラフの一番下の部分ですね、赤枠、オレンジ色の枠、緑枠という部分が、いわゆる外部からの資金ということで、町からの繰入れ及び補助金、緑色が補助金なんですが、コロナの補助金となっております。やはり、この近年の財務状況を見ましても、町からの繰入れ、それとコロナの補助金、これらにかなり助けられて、貸借対照表上は改善したというふうに見えるというところでございまして。

次、5 ページをお願いいたします。次は、収入分析ですが、左下のグラフ、外来入院費、医師1人当たり、看護師1人当たりの外来患者数というグラフですが、こちらを見ますと、同規模の病院、それから、同規模の自治体病院と比べた指標でございまして、全て大体2倍ぐらいの指標となっております。ということは、当院はかなり他院の平均

的な姿に對しまして、外来寄りの業務のウェイトにシフトしているというところでございます。これが即いい悪いにはつながらないんですけれども、収益性は悪いということは一つ言えようかと思えます。

次、6 ページをお願いいたします。そういった背景で我々は今回、基本戦略を立案いたしました。(1)から(4)でございます。まず(1)が、経営指標に係る数値目標です。令和4 年度と同等の収益確保を目標としましょうというところなんです。それから(2)番、病床数、当面は現状維持とし、人口減が進む令和17 年度以降に再検討を行うということとしております。要は、それまでの間、17 年度までは収益増を目指そうということでございます。(3)番、病院機能の明確化ですが、急性期・回復期、これは現在我々が提供しておる機能の区分でございますが、それらに加えて、慢性期及び在宅医療まで含む幅広い機能を提供しようというところなんです。これが後ほどまた出てまいります、地域密着型多機能病院というところにつながってまいります。(4)関係機関との連携強化。急性期を担う基幹病院、特に姫路市域の病院との連携を図っていくというところなんです。急性期の治療を姫路で終えられた方を、何とか当院のほうに受け入れるというところを積極的に進めていこうということでございます。

続きまして、7 ページですが、7 ページは今回のプランの前身となります、新改革プランの数値目標の達成状況でございますが、基本的に赤字の部分が多いと思いますが、この赤字の部分が達成できていないというところでございます。

次、8 ページですが、こちらが最も重要なところかと思えます。先ほど御説明いたしました地域密着型多機能病院ですが、右下の図を御覧ください。現在、真ん中の四角で囲んでおところの、急性期と回復期、こちらを我々は担当しておるわけですが、そこに右の慢性期というところも担当しまして、緑の囲み、地域密着型多機能病院という、この日本慢性期医療協会の提唱する概念に乗ろうというところでございます。それがまず1 つ。2 つ目が、先ほど申しました、左の上の矢印ですね、高度急性期のあたりから右側に伸びる赤矢印ですが、高度急性期もしくは急性期治療を終えられた患者さんの受入れ強化。それから3 つ目が、少し分かりにくいんですが、慢性期の下側に、在宅医療と書いてございますが、在宅医療も導入していこうということでございます。在宅医療は、特に民業圧迫と言われないように注意して進める必要があるかと考えておるところです。

続きまして、9 ページをお願いいたします。こちらは働き方改革等ということで、説明は省略させていただきますが、右下の表が、経営形態のそれぞれの形態の比較表となっております。

次、10 ページをお願いいたします。こちらは新興感染症等への対応ということで記載しておりますし、右の表が、今後の資産の購入の予定と、粗いものですが、予定ということで、大体この時期にこういったものを更新する必要があるというようなところを表したものでございます。

そして、11ページですが、目標達成に向けた具体的な取組ということで、左上の部分ですが、まず医療機能に関してです。90日超えの入院患者への療養病棟入院基本料1の算定というところがございますが、先ほど申し上げました慢性期と言いましても、これも先ほどお示ししました、当地域では、慢性期の病床数は過剰という状況ですので、慢性期病床をつくらせてくださいと言っても、地域の了解が下りないということになっております。そこで工夫しましたのが、現在、急性期病床で慢性期、90日を超えても入院していただける機能を見つけまして、そこで小規模ながら取り組んでいこうということでございます。先ほどの慢性期ですね、地域で過剰ということになっておりますが、それは2次医療圏のマクロで見たら過剰かもしれないんですが、この神崎郡で見た場合、ゼロなんです。だから過剰も何もなくゼロなので、それはやはり町民の方にもこの機能は喜ばれるものかと考えております。

ただ、先ほど申しましたが、小規模、6床程度しか準備ができないということになりますので、できるだけ町民の方を優先できるような仕組みをつくって、御利用いただけたらと考えておるところです。

それと、その下の在宅療養支援病院に届出と書いてございますが、これは在宅療養支援病院という施設基準を届け出て、地域の開業医の先生方と共に訪問診療等をやっているという仕組みでございます。

その他、いろいろそのためにはベッドコントロールをしっかりとしないといけない、タスクシフト、タスクシェア等が必要だということを記載しております。

それから、その右の数字ですが、数値目標です。令和9年度までの計画期間の数字を上げておりますが、なかなか先日も話題になったところですが、両手放しの数字にはできておりません。あえてしてはおりませんが、厳しい流れに、着実に令和9年度に向けて数字を上げていこうという意味の目標値でございます。

最後のページは、それらを総括した収支の収益的収支、資本的収支の今後の見込みとして記載しておるものでございます。

非常に簡単ではございますが、プランにつきましてもの御説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

質疑については最終日に行いますので、御了承願います。

これで議事日程第4号の2の審議が終わりましたので、議事日程第4号の審議に入ります。

ここで資料配付のため暫時休憩します。そのまましばらくお待ちください。

午前9時26分休憩

午前9時27分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び第91条の2の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。

議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。終了10分前と5分前にはブザーを鳴らし、60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第12条第1項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと定めています。

同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも、会議の活性化を図るためのものですので、念のため、ここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、11番、栗原廣哉議員を指名します。

栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、このたびの震災で被災された全ての方に心からお見舞い申し上げます。また、復旧に取り組まれている全ての方に対して敬意を表します。

現在、令和6年1月1日午後4時10分に発生しました能登半島地震、直下型の地震です。この地震に際し、現在も多くの方が、復旧できなくて大変困っておられます。特にこの冬場の震災、自然の災害ですね、寒くて大変です。住む家もたくさん倒壊しております。

これは能登半島に限ったことではありません。この自然災害は、神河町においてもいつ発生してもおかしくない事象だと思っております。この神河町において、自然災害に対して、どのようにふだんから準備し、対応を図っているのかについて、本日はお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それではお答えさせていただきます。

本年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震では、2月末現在の状況とな

りますが、石川県内で242名の方がお亡くなりになり、今も安否不明の方が9名おられます。住宅については、7万棟以上の被害が確認されており、発災から2か月余りが経過しておりますが、被害が甚大な珠洲市など一部地域では、停電や断水が続いており、長期化することが予測されています。

また、避難所における2月末時点の避難者数は5,000人以上で、被災地外の一時的な避難施設、いわゆる1.5次避難所やホテルなどの2次避難所にも4,000人以上の方が避難生活を余儀なくされています。神河町としまして、長期の職員派遣も視野に入れ、引き続き被災地の復旧復興に向けて支援をしてまいります。

このような被災地の状況を受けまして、議員御質問、事前に通告いただいておりますのが3点ございます。その1つ目、能登半島地震で得た教訓について申し上げたいと思います。

このたびの地震では、道路の亀裂や陥没により上下水道管が破損し、飲料水の不足やトイレが使用できないといった状況が長時間続き、さらに避難所では、厳しい寒さの中、停電により暖房器具が使えないといった状況や、土砂災害等により道路が寸断し、集落が孤立したことで、安否確認や被害状況の把握ができず、支援物資が届きにくいという課題もありました。

こういった現状を踏まえまして、改めてライフライン復旧支援、また、避難所におけるコンテナトイレや電源不要の暖房器具の支援など、受援要請をいち早くできる体制を整えておくこと。また、孤立集落との連絡手段、物資輸送手段等の対応マニュアルの必要性を感じたところでございます。

また、珠洲市等被災地域の住宅の耐震化率は50%でありまして、地震による死者のうち86%の方が、家屋倒壊により亡くなられておられます。

兵庫県では、住宅土地統計調査を基に耐震化率を算出されていますが、平成30年時点における神河町の耐震化率は、70%から80%という結果から、少なくとも20%以上の家屋についての倒壊のおそれがあります。

次に、2つ目の質問として提出されております、当町の自然災害に対する準備につきましては、6か所の指定避難所、防災倉庫等にアルファ化米や飲料水、ダンボールベッドなど、食料や生活必需品のほか、小型のポータブルバッテリーや簡易トイレ、組立式トイレなどを備蓄しているほか、住宅の耐震化に向けた支援としまして、簡易耐震診断や耐震改修補助なども行っております。

また、地域防災計画をはじめとした防災に関する各種計画の更新と見直し、そして策定を進めるとともに、職員による避難所運営訓練や防災図上訓練など、災害を想定した訓練を実施しているところでございます。

事前通告の3つ目の、自然災害に対する今後の対策ですが、引き続き防災訓練の実施、特に大規模災害を想定した訓練の必要性を感じています。兵庫県では、平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、県下で2万か所余りの土砂災害警戒区域を指定し、

その中でも著しく被害のおそれがある土砂災害特別警戒区域の指定により、現在町内で土砂災害警戒区域 3 7 3 か所、土砂災害特別警戒区域 2 3 1 か所が指定されておりまして、県土木事務所では、その中でも危険度の高い箇所、地元からの要望がある箇所における砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業が進められているところでございます。

さらに、町の河川整備事業としましては、以前より兵庫県施工による河川の土砂のしゅんせつに加え、今年度から町施工による河川の流木や草の除去、河床整正を実施しております。

また、災害発生時の対応に加え、特に豪雨災害に対する被害抑止、被害軽減に資する対策として、農林政策課では、農地の保全対策、多面的機能の発揮に対する施策、兵庫県の災害に強い森づくり事業や森林環境譲与税による森林整備、町単独補助事業の治山・山林出水対策事業なども実施しているところでございます。

以上、栗原議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この議場の中に能登半島地震に派遣された執行部の方が2人おられます。まず、平岡住民生活課長、行かれてどのように感じられたか、お話をちょっといただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今、栗原議員がおっしゃいましたように、能登半島地震の被災地支援ということで、私、1月の末に兵庫県からの要請により行ってまいりました。兵庫県は、関西広域連合において決定されたカウンターパート支援ということで、石川県の珠洲市へ県の職員や県内自治体職員を派遣をしています。

派遣職員の任務としましては、現地の災害対策本部と、それから兵庫県とのパイプ役を務めるリエゾンと呼ばれる職員をはじめ、緊急消防援助隊、学校支援チーム EARTH、医療チーム D M A T、精神医療チーム D P A T、保健師やナースのチーム、また、給水車やトイレカー、土木施設の応急復旧、廃棄物やし尿処理の支援など本当に多岐にわたり支援を続けております。

その中の避難所運営支援と、それから被災家屋の被害認定調査に、神河町から現時点で計6名の職員が派遣をされました。私は避難所運営支援ということで、健康福祉課の神崎主事と1月の26日に出発をしまして、6日間の行程を終えて31日に帰ってまいりました。

任務としましては、避難所となっている集落の集会所施設や学校の体育館を訪問し、被災者の人数や体調の確認、必要な物資あるいは困り事などのニーズ調査を行うものでありました。避難所を訪問すると、そこにおられる方はほとんどが高齢者の方でありました。昼間は、若い人や動ける方は、被災した自宅の片づけに行っておられるようでした。私たちが派遣されたのは地震発生からほぼ1か月後ということで、ある程度の物資

は行き届いていたようです。ですので、あまり多くの要望を聞くようなことはありませんでした。

不自由なこととして、学校の体育館が避難所になっているところでは、避難者の人数が多いため、仮設トイレがすぐに満杯になるということで、くみ取りの頻度を増やしてほしい。また別の小さな集落の公民館では、発電機を要望しているが、なかなか届かない。この時点でまだこの地区の停電は解消されていなかったわけなんですけど、この要望を我々が持ち帰って確認すると、調書には発電機済み、要は対応済みとされておりまして。これはもう明らかに人的なミスで、さらに被災者が不自由を余儀なくされているということを知りました。また、別の町から移り住んでいた移住者がおられたそうなんですけど、この方がヤギを飼育していたそうなんですけど、地震発生後、そのヤギを置いたまま村を出て行かれたそうです。多分ヤギの世話は村の方をお願いをされて、村の方も承諾されていたのだと思いますが、そのヤギが子供を産んだり、また餌がないと、なくて困っていると言われた話もありました。

全体として、被災者の方からあまり多くのお話を伺うことはできませんでしたが、私たちが兵庫県神河町と書いたビブスですね、ゼッケンこれをつけて活動していたことで、その兵庫県という文字を見て、あなたたちの気持ちが分かりましたとおっしゃった避難者がおられました。これは阪神・淡路大震災のことを言っておられたんだというふうに思います。

被災地をじかに見て感じたことなんですけど、珠洲市は能登半島の先端に位置した海に面したまちですが、少し内陸に入ると当町と同じような山あいのまちです。市の中心部から各地区へ移動するには、海沿いの道路を走るか、山越えのルートを取るかということになるのですが、至るところで陥没や山崩れで道路が寸断されておりまして。私たちが行った頃には、ようやく孤立地区の解消はされたところでしたが、道路状況はかなり悪く、神河町も同じ山あいの地域として、孤立地区が多発した際、物資の搬入や支援隊の進入をどうするかなど、孤立対策は重要だと感じました。

また、全国から多くの自治体や自衛隊等の支援が入ってきておりますが、このような支援を効率的に受け入れること、神河町も受援計画を定めていますが、応援職員の宿泊場所、我々は全国から寄せられる支援物資の集積拠点である市の体育館に寝泊まりをしましたが、このような場所の確保をはじめ、大規模災害が起きたときに駆けつけてくれる応援の方々に、当面担っていただく業務は何かといったことの再確認など、計画のフォローアップが必要と感じました。

それから、倒壊家屋の撤去や災害ごみの処分です。今回、珠洲市では、報道によると、平常時の100年分以上の災害ごみが発生していると推計をされています。もう想像がつかない途方もない量なんですけど、これの処分が進まないと、被災者の生活再建やまちの復興もままなりません。これは当然、被災自治体だけで処分できるものではありません。広域での応援体制や災害ごみの仮置場の確保など、いざというときの備えを整えて

おく必要があります。

また、辺り一面、全壊家屋、全滅状態の通りも歩いてきましたけども、特に昔ながらの大きな瓦ぶきの屋根のお宅の倒壊が目につきました。倒壊を免れた家でも、中はもうぐちゃぐちゃだったり、建っていても危険度判定で危険と貼り紙された家が幾つもありました。このような家屋の耐震対策は、なかなか少ない費用でできることではなく、推進はなかなか難しいと思います。

当町では山崎断層による地震の被害を想定しておりますが、能登半島地震ほどの規模想定ではありませんが、栗原議員もおっしゃいましたように、巨大地震が神河町に起こらないという保証はありません。

このように、能登半島地震は、当町と同じような山あいの田舎のまちで起きた大災害であり、教訓としなければならないことがたくさんあると思います。

今回、珠洲市の職員の方と話をする機会はありませんでしたが、職員も相当疲弊されていると思います。防災対策にはこれで万全だという域はなく、行政でできることにも限界がありますが、能登半島で起きたこともこれから明らかになってくるでしょうし、被災地から発信される教訓をしっかり受け止めて、神河町の防災・減災対策に生かしていかなければならないと感じたところです。

以上、能登半島地震の被災地支援の状況と、その中で私が感じたことを述べさせていただきました。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、平岡課長から生々しい現場の話を聞かせていただきました。

もうお一方、谷総上下水道課長、お願いできますか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。それでは、私が行かせていただきました、能登半島の災害支援について報告をさせていただきます。

私も兵庫県より派遣要請を受けまして、兵庫県の第6陣として、2月の10日から16日の7日間、珠洲市に家屋被害認定調査支援に行かせていただきました。

派遣が決まりましたのは、派遣の約10日ほど前の1月の終わり頃だったと思います。出発までの体調管理等、身の回りの準備、職場を留守にしますので、その準備にも苦慮をしました。課員の協力、理解もあり、期間中に例月監査もありましたが、副課長が対応してくれ、支援に行くことができました。

出発時には、土曜日の閉庁日にもかかわらず、多くの職員が見送りをしてくれ、しっかりと支援をやりきるぞと決意を新たにすることを記憶しております。

初日は、移動日で金沢駅近くの宿泊施設まで約5時間をかけ移動し、2日目は朝6時に宿泊施設を出発し、約3時間をかけ、珠洲市に入りました。金沢駅周辺は、ほとんど震災の被害も見受けられず、通常の生活であったと思いますが、珠洲市に近づくにつれ、

道路は亀裂や段差がそこらじゅうで見られ、速度を落として通行しなくてはいけない箇所も増え、珠洲市の手前の穴水町に入ると、初めて全壊家屋を目の当たりにし、衝撃を受けたことを思い出します。珠洲市に入り、宿泊場所の市立図書館に近づくにつれ、無被害の家屋はほとんどなく、特に海岸に近い集落は9割以上が全壊か大規模半壊というひどい状況でした。

2日目の午後から調査を開始し、実質4日間の調査で約120件の建物調査を行いました。

活動内容ですが、先ほども言いましたが、家屋被害の調査でございまして、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、被害なしを全建物について調査を行うものでした。1日の大体のノルマは30件、NTT東日本の被災者生活再建支援システムという、スマートフォンのアプリを使用した調査で、実に効率よく、公正に調査を進めることができたと思います。

調査で集落を回り、被災した建物を調査していると、やはり古い木造2階建てで、和瓦が載っています住宅に被害が大きく、また地面が砂質土で海岸線に建っている建物については、液状化現象で大きな被害になっていると思いました。液状化現象は、建物だけではなく、下水のマンホールを大きく浮上させ、地面から70センチほども浮き上がっているマンホールもありました。ライフラインの復旧でよく水道は報道をされていますが、下水道は使えないと幾ら水道が復旧しても、通常の生活には戻れません。トイレ、お風呂、台所も使えないのです。被災地での支援中の生活でも、水道、下水が使えない不自由さと、通常、自分の生活がいかにか衛生的で快適なものかを実感しましたし、それを安定して提供していくことの大切さを強く実感しました。

活動してみてもの感想ですが、今回支援に行かせていただき、画像、映像ではなく、実際に目の当たりに被災状況を見、現地の人と少しだけですが話をすることができ、いろいろなことを思い、考えました。もちろん、被災された方には気の毒で、これからの苦労を考えると、被災していない自分が申し訳ないとも思いました。支援は始まったばかり。復興にはまだまだ時間がかかります。人もお金も必要です。忘れることなく、小さなことでも支援を続けたいと思いますし、多くの職員にどんな支援でもいいので、ぜひ被災地に行ってほしいと思いました。そのことが、神河町の防災・減災につながると思いました。

簡単ですが、以上で報告にさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そうですね、やっぱり生々しい話ですね。

実際、水道、下水道、私も阪神・淡路大震災のときに、発災後間もなく現場入りました。阪神・淡路大震災のときは、水道局が潰れたんですね。ビルごと潰れて、へしゃげてしまって、水道の配管の図面が手に入らなくて、東灘、それから灘、それから長田ですね、ここがほとんど燃えました。今度の能登の震災でも、山崩れ、崖崩れ、その辺が

ひどくて、水道管が途切れてしまっておりました。もし仮に、神河町でそういうことを想定して、水道の図面なりいうことを考えておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。現在、水道・下水の管路図は、マッピングシステムというコンピューターで管理しているものがありますが、神河町にあるのと、その委託をしていますベンダーのほうにデータが残っておりますので、その部分で、もしも災害が起これば、どちらかのデータが残っているという想定で対応となります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そういうふうに二重にやっぱりチェックができるようにしておれば、ある程度安心はできると思います。

また、平岡課長がおっしゃってました、瓦礫やごみ、家屋ですね、これ、阪神・淡路大震災のときは、神戸市内で燃やしてました。まだ産業廃棄物の法律ができる前であったので、もう近くの神戸市内の山側で全部燃やしました。物すごい煙が上がりました。でも、結果的にそれができたんで、復興も早かったんです。

それが今の、今度の能登のほうはできないですね。産業廃棄物の関係で家屋は燃やしません。だから、これはどうしても一つの県で、例えば一つの市、一つの町ではとても処分することができません。恐らく、国の力を入れて、いろんなところへ分散して処分していかなければならないと思います。

やはりこの震災で大事なものは、訓練が一番必要やと思うんです。コロナのときは、災害訓練しておりませんでした。4年度、5年度訓練しております。4年度、訓練した結果よかった点として、車椅子の操作訓練を実施したがやってよかった。避難路で危険な場所の確認ができた。耳が聞こえにくい高齢者の災害時の要援護者は、防災行政無線が聞こえないので、避難誘導が大変重要であると感じた。マイ避難カードの新規登録ができた。やはりいろんなことが分かるんですよ。訓練してみないとこれは分からないことやと思います。

例えば、消火中の、訓練時に筒先のパッキンの損傷により水漏れがあった。これも動かしてみないと分からないと思うんです。あと、誰がどの班に所属しているのか分かりにくかったため、腕章だけではなくベストを用意する必要があると感じた。使用できない発電機があった。このようなことが4年度の訓練の結果で出ております。

5年度も、これ長谷で多分訓練したと思うんですけど、こういう結果が出ておりますか。ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。令和5年度につきましては、長谷小学校区、自主防災かみかわ第8支部で自主防災訓練が実施されました。参加者につきましては368人ということでございます。

その訓練を実施後、反省会を実施しておりまして、その中で出た意見としましては、避難できてない人の安否確認の方法が課題であったとか、あと避難誘導時の対応について、明確でなかった。また、避難生活を強いられた方の心のケアが必要だと感じた。安否確認は非常に大切である。安否確認の手段として電話対応も必要。安否確認については、消防団の協力も必要であるといったような御意見がありました。また、よかった点といたしましては、今回の訓練で孤立の可能性が高いことを再認識できたということの意見もございました。

こういった御意見をいただきながら、町としましても、各集落で進めております地区防災計画の作成について、さらに進めていく必要があるというふうに認識したところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはり訓練してみて分かることというのが多いと思うんです。だから、機会あるごとに、小さい集落でもいいと思うんですけど、やはり訓練をしていく必要があると感じております。

次に、先ほど町長のほうから、指定緊急避難箇所6か所あるということでした。大体今、人数的にはどれぐらいの人数がその避難所に入れるのか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。町の指定避難所につきましては、10か所ございまして、その中で職員、水防時に開設する避難所につきましては6か所ございます。

まず、その6か所の1つ、越知谷のアクティブセンターです。ここにつきましては、緊急避難所、長期的な避難ではなくて、緊急的な避難というところで、収容できる人数につきましては422名。そして指定避難所、これにつきましては、長期的な避難になるという形なんですけれども、指定避難所の収容人数としましては256名。神崎小学校体育館につきましては、緊急避難所の収容人数は407名、指定避難所の収容人数は246名。神河中学校体育館につきましては、緊急避難所の収容人数481名、指定避難所の収容人数は291名。寺前小学校体育館の緊急避難所の収容人数は332名、指定避難所の収容人数は201名で、センター長谷につきましては、2階のみが避難所として指定しておりまして、緊急避難所としましての収容人数は112名、指定避難所の収容人数につきましては66名という状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今の避難所の人数を聞きますと、かなり多いですね。広さと比べてみると、人数がかなり多いと思うんです。というのは、能登半島地震で最初に私らも映像でしか見てませんけど、体育館に避難した人、みんな雑魚寝やったですね。あれはもう全然、コロナが今収まってたのでよかったと思うんですけど、コロナの最中であれが発生しとって、あの雑魚寝をしていたら、全員がコロナになっているような状

況やったです。だから、一度、人数的なものも、やはりもう少しスペースを取って、定員を減らすとか、そういう考え方はありますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。議員おっしゃられるように、コロナでの対応となりますと、先ほど申し上げました人数が使用できるということには、なかなかかなりにくいというふうに感じております。

コロナ対策としまして、町としても、パーティションであるとか、隔離用テントなどの備品も購入しておりまして、そういったもので収容人数を再度集計しますと、コロナにつきましては1人当たりの面積が大体12平米というようなことも言われております。パーティションのスペースが大体3平米ほどございまして、また共有部分も含めまして、大体おおむね、越知谷アクティブセンターでは、先ほど申し上げました、指定避難所につきましては256名と申し上げましたけれども、パーティション等設置しましたら48名の収容という形になってきます。また、神崎小学校体育館では70名、神河中学校体育館では80名、寺前小学校体育館では48名、南小田小学校体育館では32名で、センター長谷につきましては12名というような形になってきます。

いずれにしても、先ほど申し上げた人数が収容できるということにはならないということも、こちらとしては把握しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） やはりそれぐらいになると思うんです。どうしても詰め込んだいう、ほんまに雑魚寝、何ていうんですかね、もう全然29年前の阪神・淡路大震災と全く同じ絵が見えましたんで、これやったら全然進歩してないなと。前にダンボールベッドも購入してほしいということも言って、何ぼか購入していると思うんですけど、そのダンボールベッドについては、どれぐらい今、町で入ってますかね。大きい、後々になれば、県、国からまた来ると思うんですけど、取りあえず、神河町として、ダンボールベッドはどれぐらいあるか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。各避難所に、大体、先ほど申し上げました6か所の避難所に4つ程度のダンボールベッド、そして簡易ベッドにつきましては全体で26、ダンボールベッドにつきましては全体で30というような形になっております。これにつきましても、当然この30、26では足りませんので、物資の協定を締結しておりまして、ダンボールベッドにつきましては、大変大きさも結構な大きさを持っておりますので、収容できるスペース的なものも限られておりますので、緊急、そういったときには、そういった協定を結ばせていただいております業者のほうから持ってきていただくというような対応をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 逆に今度、防災倉庫にある備品ですね、私もう29年前、30年ほど前のときに、結局私らが行ったときに、何にも手元に道具がなくて、極端な話、家にあるようなスコップとか、つるはしとか、のこぎりとかを持って現場へ行ったんです。全然役に立ちませんでした。その当時、自衛隊が油圧ジャッキを持ってました。もうこれが一番効きましたね。もう崩れかけた家を持ち上げて直せる。やっぱりすごい自衛隊は道具を持っています。チェーンソーも当時なかったんですけど、そういう必要で使えるもの、例えば油圧ジャッキとかチェーンソーとか、そういうものを備品としてまた購入する予定なんかはないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。先ほど言われました災害用の資機材につきましては、先ほど言われたスコップ、またつるはしやじょれんなど不足しているものにつきましては、昨年購入させていただいたところですが、おっしゃられているような、専門的な資機材につきましては、それほどこちらで備えておるわけではございません。しかしながら、少しこちらとしましても、油圧カッターであるとか、エンジンカッター、またチェーンソーなど数台はこちらのほうで確保しているというような現状でございます。

必要なものにつきましては、今後また考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 災害が起きてから皆ばたばたと、こうなるんですけど、現実に先日ですかね、神戸市長のちょっとお話を伺ってましたら、神戸もいろいろ派遣されているんですが、困ってるのはやっぱり現場で広報ができてないと。例えば一つの市、一つの町で広報する人が1人しかいないと。だから、実際何も広報できてなかったんやと。だから今、神戸市からは2人、3人、広報で応援を出してますと。現実にそうやと思います。自分のところも被災するから、なかなか落ち着いてできないんですね、仕事が。本来町であれば、多分副町長あたりが広報の責任者になると思うんですが、いざ震災発生して、自分らもその震災に巻き込まれる。こうなったときに、やはり住民が頼るのは、例えば行政機関、役場、市役所等やと思うんです。このときに、誰がきちっと受けてくれるのか、誰が広報してくれるのか、この辺をやっぱり確認していく必要があると思うんです。当然、役場のほうも副町長やと思うんですけど、副町長が駄目な場合はどうするのか、その辺のところはどうですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。そういった業務につきまして、副町長の業務、副町長がいない場合は、どの職員が対応するかという部分につきましては、業務継続計画にも、これは町長が不在の場合というようなことになってきますけれども、そういった流れで次の業務としましては、中心とな

るのは、防災特命参事となっております私の使命かなというふうに思っております。

先ほどおっしゃられた広報等につきましては、それぞれ災害時の担当班というものがございまして、広報につきましては、総務班、主に総務課のほうで対応していただくというような形にはなっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） これはまた別の、佐用のほうの水害があったとき、佐用の庁舎も水浸しになって、佐用の職員も動けなくなったんですね。2メートルぐらい水が来ましたから、全然動きが取れない。住民から役場のほう行っても誰も何にも応答がない。警察のほうへ行ったらしいです。警察のほうは、自ら自分とこで広報することはあんまりないんですけど、やはり訪ねて来られたら知らん顔はできないんで、ある程度分かることを知らせたと。実際みんなが被災したときに、いざ、ほな私らつくってますよと、体制はつくってますよと言っても、それが動けるかどうかのとこなんです。やっぱり大切なことだと思うんです。佐用の水害のときには全然機能してませんでした、佐用町は全く。人も亡くなって、自分らも被災してますからね。だから、その辺をやっぱり腹に据えて災害に取り組んでいってほしいと思います。

次に、3つ目ですね。今後の対策ですね。耐震診断されとんですけど、広報にも毎年4月か5月号に掲載されております。実際、ある程度具体的にちょっと説明していただけませんか。診断と、何か補助金があるんですね。その辺ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。おっしゃられてるのは、住宅の耐震の診断の関係、また改修の関係かなというふうに思っております。

神河町では簡易耐震診断推進事業ということで、耐震診断の補助を行っております。これにつきましては、かなり古くから実施されておまして、平成12年から令和5年、昨年までで、おおむね165件の簡易耐震診断を実施しております。実施されてるのは、ほとんどが木造の住宅ということでございます。

耐震診断を実施することで、耐震改修のほうの事業も受けられるわけなんですけども、別に健康福祉課が実施されている人生いきいき住宅助成事業ということで、住宅のバリアフリー化の補助も受けられるということでございます。そういったところで耐震診断をされているということです。

この事業につきましては、全て公費で実施できますので、住民の方の御負担なしでの実施ということになってきます。この事業につきましては、兵庫県の簡易耐震診断員の方を派遣いただいて、住宅の耐震診断をするということなんですけども、対象の物件の要件につきましては、旧耐震基準ということで、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、延べ面積の半分が居住に供されている住宅ということになります。

もう一つの事業でございます。これ、神河町住まいの耐震化促進事業というものがご

ざいまして、これにつきましては、住宅の耐震改修計画、耐震に係る設計の業務になりますけれども、そういった補助であるとか、住宅耐震改修工事費の補助、これにつきましてもいろいろと要件はございますけれども、旧耐震基準の住宅であるということ、また所得の要件、またフェニックス共済に加入するというような要件もございますけれども、こういった経費につきましては、戸建て住宅につきましては5分の4の補助が受けられるということで、100万円を上限ということになっております。

またほかに、簡易耐震改修工事費補助というものもございます。これにつきましては、耐震診断、耐震改修計画の策定と、耐震改修工事に要する費用ということで、こちらにつきましても、5分の4の補助率で、戸建て住宅の場合は50万円の上限というものがございます。

また別に、屋根の軽量化工事費補助というものもございます。これにつきましては非常に重い屋根を軽量化する工事、併せて実施する耐震改修工事に要する経費ということで、補助率につきましては、戸建て住宅は定額で50万円ということになっております。

そのほかにも、シェルター型工事費補助というものもございます。このシェルター設置工事で、総額10万円以上となるものが対象ということです。このシェルターというのは、災害発生時に寝室だけに木材や鉄骨などを用いて強度を備えた箱型の空間で覆うことで、住人の圧死を防止するというものでございます。この補助金につきましては、10万円以上50万円未満の場合は定額で10万円、50万円以上の場合は定額50万円というような形の補助になっております。

もう一つ、建て替え工事の補助というものもございます。これにつきましては、先ほど申し上げました旧耐震基準の住宅を除去しまして、新たに住宅を建築する場合が対象となります。もう一つ、要件としましては、建てられる場所が土砂災害特別警戒区域外であることなどの要件になっております。戸建て住宅、共同住宅の補助率につきましては5分の4、補助金の額につきましては、戸建て住宅の上限は100万円ということになっております。

あと、防災ベッドなどの設置助成というものもございます。この防災ベッドにつきましては、総額が10万円以上の防災ベッドを購入する場合が対象ということになっております。この防災ベッドというのは、ベッドの上部を鉄骨製のフレームなどで覆ったもので、例えば1階で寝ているときに、家屋が倒壊しても、頭部や体を保護するスペースをつくれるということで、先ほど申し上げましたような、住宅が倒壊しても圧死から逃れられるというようなものでございます。補助金の額は定額で10万円という形になっております。

最後に、来年度からということになりますけれども、耐震改修計画工事費のパッケージ型補助というものも新設されております。全てこれらは県のほうとの随伴という形になっておりまして、県のほうが新たにこういったものを新設されました。このパッケージ型というものは、耐震診断、耐震改修計画の策定費及び耐震改修工事費に要する経費

で、総額50万円以上からの対象ということになっております。耐震改修計画の策定費が3分の2で上限20万円、耐震改修工事費は5分の4で上限100万円ということになっております。これらの改修に係る事業者は、兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録されている事業者となっておりますので、この事業者と契約されるということが必要となっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） いい制度やと思うんですけど、多分最近あんまり使っていないというのが、この間の予算、決算でもありました。どんどん広報して使ってもらえるようにしていただきたいと思います。

次に、神河町のハザードマップ、詳しくいっぱい載っとるんですけど、もっと分かりやすくできないかなと。みんなが逃げるところとか、必要なところだけのもんでいいんで、そういうもんをつくるという考えはないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。ハザードマップにつきましては、土砂災害の警戒区域であるとか、また山地災害危険区域で町で指定している重要水防区域、また水位計や雨量計、備蓄倉庫などの場所など様々な情報が表示されております。このハザードマップにつきましては、必要な情報が全て入っているということで作成がされているんですけども、実際、住民の方が見られた場合には、いろんな情報が入り過ぎて見にくいというような、議員の御指摘も聞いております。

また、国土交通省、また兵庫県から、昨年には土砂災害危険箇所の取扱いについての変更というものも出されております。そういった部分を修正を加えまして、改めて、令和7年度以降になろうかなというふうに思うんですけども、配布のほうも進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そうですね、分かりやすいのを配布されたほうがいいと思います。よろしくお願いします。

次に、防災士の関係ですが、私は前からずっと言うとして、最初の頃は、議会の議員が防災士2人いるのに、役場の職員は1人か2人しかいなかった状態なんですけど、最近はどうなんですか。どれぐらい増えてますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。防災士の状況でございます。令和3年に栗原議員からも御質問をいただいて、そのときには20名程度の方が取得されてございました。その後、毎年、人数のほうも確認しながら、そして自主防災かみかわのほうでも、この取得に関する助成も行っております。その結果、令和4年2月には22名で2名増えまして、令和5年2月には7名増えて29

名、そして令和6年、この2月現在で33名、前年比で4名、令和3年からの比較で13名の方が防災士になられております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 大変いいことやと思います。33名の方が先導してもらったら、避難するときにも心強いと思うんです。ただ、ただ単に取るだけではやっぱり意味がないんで、今度は逆に、防災士の方と例えば老人の方、防災士の方と家庭の主婦、防災士の方と子供たち、こういう場をつくって防災について話し合う、そういうふうな考えはないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。県内でこういった防災士の方が各市町でそういう防災士の団体といいますか、防災の会みたいなものをつくられてるというところもたくさんございます。例えば、養父市のほうでしたら、やぶ防災会、これにつきましては防災士の方だけではなくして、ひょうご防災リーダー講座、兵庫県のほうで、そういった防災士取得のための講座を開かれるんですけれども、そういった講座を受講された方で構成された団体がございます。そういったところでは、防災訓練時の出前講座であるとか、また講師、また研修会の参加とか、あとそのほかのそういった団体では、小学校へ出向いての出前講座というものも実施されているというふうに聞いております。

神河町としましても、こういった33名の防災士の方、また、こういったひょうご防災リーダー講座を受講された方に御支援いただきながら、そういった支援も考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） その辺よろしくお願いします。

やはり行政の責任は、防災とか減災、ハード面ですね、あと、いざというときの住民の皆さんが、最後は自分で自分を守るという意識づけですね。そのために日頃から学習したり、訓練したり、必要やと思うんです。やはり住民と行政が一体となれるように進めていってもらって、神河町では災害のときに、被害が少なかった、被災者がいなかったというぐらいにできれば最高やと思うんで、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で、栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時26分休憩

午前11時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、6 番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡嘉宏です。私の一般質問は、2 点について一般質問をさせていただきます。

まず 1 つ目でございます。1 番、J R 利用小学生の通学費補助制度の創設が必要ではないか。

J R 西日本による県内赤字路線の公表で、播但線寺前駅以北も含まれています。それを受け、町は、①番、片道 5 0 キロ以上の通勤・通学補助制度、②番、特急はまかぜ利用助成制度、③町内 J R 3 駅利用による往復切符購入の際の助成制度を創設しました。公共交通である J R 支援として、十分理解できる施策ではありますが、このほかに長年の懸案事項である J R 新野駅利用の小学生の通学費補助制度も創設し、町内 3 駅利用促進の J R 支援追加策としてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の質問にお答えさせていただきます。

2 0 2 2 年 1 1 月に J R 西日本は地域の皆様と各線区の実態や課題を共有することを目的に、1 日当たりの輸送密度 2, 0 0 0 人未満の線区（2 0 1 9 年度実績を基に、1 7 路線 3 0 線区）別の経営状況に関する情報を開示しました。その中には、播但線寺前駅から和田山駅の区間が入っておりまして、収支率は 2 6. 6 % で、営業損失としてマイナス 6. 1 億円、また、2 0 2 1 年度の輸送密度は 1 日 9 2 4 人となっています。

それを受けて神河町では、兵庫県を事務局とする播但線沿線市町及び交通事業者や商工会、観光協会などの地域団体で構成する J R ローカル線維持・利用促進を目的に設置をされました J R 播但線利活用協議会、いわゆるワーキングチームに参加をし、利活用を検討してきました。また、日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会を改め、日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会において、規約等の見直しも行い、活動強化を行っているところでございます。

神河町の利用促進策として、長谷駅を利用したイベントの実施など、これまでも長谷地区の振興を考える会に委託し、実施してまいりました利用促進事業の継続と、また新たに、播但線利用者が寺前駅と長谷駅から御利用いただける駅前カーシェア事業や、寺前駅から和田山駅間の促進はもとより、播但線全線においての利用促進策として、特急はまかぜ利用促進補助金、J R 播但線利用促進補助金、遠距離通勤・通学等補助金など、J R 利用促進事業を実施しています。

いずれの事業においても、新たな播但線利用の誘客を図ることを目的として事業展開していますが、これらの補助制度は 3 年を限度に、廃止も含め検討していくこととしています。

現在、最優先として取り組むべき課題として、寺前駅から和田山駅までの利用促進を強化する趣旨を御理解いただきたいというふうに考えております。

また、令和４年度の３月議会で承認いただきました、神河町立学校通学費等に関する条例のさらなる改正という点につきましては、新野駅に限って改正することは現時点で難しいと考えておりました、町内全域での距離と通学手段の変更となれば、令和６年度中に開催予定のスクールバスの検討とＪＲ利用促進の課題も含めて、検討させていただきたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（６番 吉岡 嘉宏君） ６番、吉岡です。回答ありがとうございました。

私が今回この質問しようと思いましたが、以前からも、中学生の自転車購入補助ですね、実現したわけですが、その際もやはり公平性の観点から、新野駅利用というの補助したらどうかという話があったことと、それから年末に、地元のＰＴＡの意向だということで、小学生の通学補助制度をやっていただけないかという地域の声を私がいただいたという、この２点でありまして、また私の個人的な思いで申し上げているわけはありません。議会の声、地域の声があるという、この２点を加味していただきたいなと思います。

定期代ですけれども、インターネットで調べました。新野駅ー寺前駅間は半年定期で５,２００円。今現在対象が１４人で５,２００円掛ける、半年ですから、その２倍、１年間で１４万５,６００円のお金が必要と、運賃ね。これを半額補助するということで、自転車補助も半額補助であります。同じように半額補助すると、７万２,８００円という、これが私がネットで計算した町の負担金額ですわ。７万２,８００円を町が負担する。財政的には何ら問題がないと言い切れます。

町がおっしゃるんも、心は分かるんですよ。ほかの、例えば、貝野から神崎小学校通われる方が、遠いところ大変やということで、区がバスの通学補助をしたり、あるいは宮野区とか大河区の遠いところになると４キロ近くなっとなすね。この子らは、小学生については４キロ未満は徒歩であるという、こういう決まり事があるんで、それを律儀に守ると、夏の暑いときでも３.８キロ歩かないかんわけですね。その子らはそのままののに、新野駅の４キロを切っとる子は通学補助やと、公平性のこと、こういうことで苦慮されて、今回の回答になっているんだろうなと、これは十分理解しとんすね。

私が言ってるのは、町長さんの回答でありました、町立学校通学費等に関する条例の改正を言っているわけではありません。私が申しているのは、その通学の改正をやっちゃうと、今言った貝野の子や大河の子や宮野の子や、それから山田も遠いところから行きよっての子がおってやから、そこらの整合性が取れへんということになっちゃうんで、私はその条例改正をしてくれって言ってません。あくまでも寺前駅、新野駅、長谷駅の利用促進の観点から私は申しているわけです。

こういう話がありましたね。３月１２日に予算特別委員会があって、総括質疑で私も質問をしました、ＪＲ利用促進関係でね。中身は申しませんが。そのときの町長の答弁

の中で、脳裏に残ってますが、簡単に言うと、寺前から南の姫路駅については、これはちょっと極端な言い方やけど、ドル箱ですよ。ＪＲは恐らくもうかってるでしょ。赤字になっちゃってるんは、寺前から以北の和田山間ですよ、こういう話があって、なるほどなと、町長、そういう客観的に見ておるなと思ったのが、新野・寺前から福崎、福崎から姫路、それぞれ輸送密度は多分違うでしょう。福崎－寺前間はそんなに輸送密度よくないでしょう。これはデータも何にもないけどもいう話がありまして、僕もそうやって見とんですよ。福崎発姫路間という単独のそういう時間帯の電車があるぐらいなんで、福崎から姫路ははやってます。人が乗ってます。福崎から以北の寺前との間で、その乗客のやり取りの中で、新野駅利用という、新野と寺前駅利用という、このこともＪＲ支援になってると僕は思います。

これから先、今問題になっているんは、寺前－和田山間が、お客さん乗ってないからもう赤字で大変なんだということは分かるんやけども、人口がどんどん減っていく。神河町も今１万人が５,０００人や６,０００人に３０年、４０年経ったらなっちゃうわけですね。そういうふうに減っていく中で、寺前駅から姫路駅も、これはもう怪しい話ですわ。福崎－姫路はそう簡単に変なことにならないと思うんですけども、そういうようなこともある中で、今のうちにそういうＪＲ支援ということは、公共交通で、乗って残そう公共交通なんで、私は小学生利用の新野駅－寺前間の利用というのは貴重なＪＲ支援の乗って残そう運動の一つやというふうに思うんです。

ですんで、その通学費等に関する条例のさらなる改正ではなくて、あくまでもＪＲ支援の要項３つあります、さっき３つ、町長も僕も言いました。４つ目でやったらどうかって言っとなですよ。これについて回答をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見として、これは十分私もしっかりと受け止めさせていただきます。

決して通学費の条例の改正を言っているわけではないということであります。結論から申し上げて、あくまでも利用促進のための新野－寺前間の小学生の通学している部分について、２分の１の補助をするんだという、そういうことでございますが、しかしながらそれで、町民の方々が御理解いただけるかなというふうに考えたときに、なかなかそれは難しいのではないかなというふうに思うわけなんです。

なぜかと言いますと、やはりＪＲ利用を今現在自費でされている野村、新野の小学生、幼稚園については、要するに４キロ未満の通学距離になっているから、基本は徒歩通学ということでありまして、しかし学校が認めれば自費だということでございます。それはもう十分御承知いただいていると思いますので、そういった場合に、今回仮に議員おっしゃられるようなこの補助をすると、今度はやはりそれ以外のバス通学をされている地域の方々から同じ要望が出てくるというふうに捉えております。必ず出てくると。その段階で、その時点で、いやこれはあくまでも利用促進なんだと、ＪＲ利用促進だから、

これは特例として町としてやってるんだではなかなか議論がかみ合っていないのではないかと、議論してませんからどうなるか分かりませんが、しかしながら、そのような予測が見えている段階で、これはすべきではないなというふうに捉えております。

それともう一方で、これまでも議会常任委員会の中でも、委員各位から執行部に対して要請も出ておりますスクールバスの検討を、この令和6年度中にしなさいという、してほしいという、それについて、執行部としても、新年度内に方向性を出すと言っているところでございますので、その中で考えていかなければいけない。スクールバスになれば一気に解消ということになってきますので。ただ、そうなった場合に、新野、野村の小学生についてもスクールバスというのが基本になってくる。それはそれでまた、利用促進という点については乗車密度が、輸送密度が低くなるという、そういったこともございますが、そういうことがありますので、繰り返しになりますが、この令和6年度中に、しっかりと方向性を出していきたい、このように考えているところでございます。

そのほか、小学生以外の寺前以南の、そういった利用促進についても、これは予算特別委員会でも私申し上げましたので、将来、この3年後といいますか、3年後には恐らくまた寺前以南のそういった部分についても、何らかの形がまた示されるのではないかなと。そういうことも含めて、実は中播磨県民センター中心に、姫路市、神崎郡3町も含めて、次は自分たちもというふうなことで、利用促進策の議論を始めているという状況でもございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 回答ありがとうございます。

スクールバスがもし実施されれば、新野・野村地区の方、児童ですね、小学生がスクールバスに乗るんが基本という話ありましたが、いや、そう思うんですよ。しかし、PTAとの協議によって、電車に乗るという話になるかもしれへんし、そのときはその時の話という、十分協議をすればいいかなというふうに思います。

じゃあスクールバスについて、実施の検討委員会を、予算委員会でも出しましたけど、4月には立ち上げると力強く、これは副町長から発言をいただいたところではありますが、今のところ、何も白紙だろうとは思いますが、これ僕、昨日、多分、こういうあんまりええ回答ちゃうだろうなと一人で勝手に思ってたんですよ。そのときに、いやスクールバスぜひやるべきやと思とんですね。いろんな、貝野区の子とか山田区の子とか、遠いとこの子のことが全て解決するから、いやほんまに、今暑いです。7月に入って3.8キロ、小学校2年や3年の子に歩きなさいというのは、どだい無理やと僕は思ってます。スクールバス、ぜひやるべきや思うんですけども、今、さっき言うたように、白紙であるとは思いますが、昨日考えとって、何はともあれお金の問題、財政問題、ここで黒田財政特命参事に聞くんですけど、例えば、まちづくり基金が10億ちょっと切って9億6,000万ぐらいあるんかな。これで地域自治協議会の1ブロック当たり350から400万払うんで、2,500万、毎年これに充当すると。そのほかにもまちづくり

基金で事業をやっていますが、ここが結構財政的には使えるんじゃないかなと思うんですけども、まだ白紙だろうとは思いますが、そういった財政面でちょっとお考えがもしあれば、財政参事お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。お答えをさせていただきます。

まだスクールバスの関係については白紙の状態でありますので、そういう考えは今のところは持ち合わせてございません。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 白紙ということで、それで結構であります、私が今申しました、基金の活用についても、参考意見として考えてほしいなというふうに思います。

これは、結局スクールバスをするかせえへんかに大きく左右をされるということありますんで、4月からスクールバス検討委員会始まりますんで、その進捗状況については総務文教常任委員会で十分確認できますんで、それをにらみながら、また再質問するということで、これで終わります。めちゃくちゃ早くて申し訳ないですが、これで終わります。そうしかないなと思います。

次の質問に行きます。次の質問、2番、出生届提出の際に読む人に優しい子育てサービス一覧表の配付を。

現在、出生届を本庁または支庁舎に提出する際、窓口で「出生届が済んだら次の手続を忘れずに」というチラシが配付されています。内容は、国民健康保険加入手続や児童手当の申請等について記載がされています。しかし、児童手当を例にすると、保護者は、窓口での案内により申請書に署名等しますが、そもそも児童手当とは何なのかというような声を聞きました。せっかく配付されるチラシですんで、制度の概要が分かるように記載されてはどうでしょうか。役場の担当は理解をしていますが、サービスを受ける保護者が何のことか理解できないというようなことなので、住民が理解できる内容の充実化をしてほしいなと思います。

ちなみに、今お渡し、住民生活課がしているのが、こういったA4の1枚もん。こういったものです。悪いって言ってないですよ。これを豊富化できへんかという話。

それから、参考ですけど、柏尾にある喫茶ファミリー跡の移住サポートセンターでは、お越しになった人に、これを渡している。中身はめちゃめちゃ詳しいです。それこそ児童手当から、若者家賃の補助制度から全部載っています。しかしそれは移住サポートセンターへ来た人だけで、役場の窓口がやっているわけではありません。こういう2つがあります。

そういうようなことで要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それではお答えさせていただきます。

子供は社会の宝でありまして、神河町の宝でございます。行政はもちろん、地域社会全体で子供の誕生を喜び合い、成長を支えていかなければなりません。少子高齢化が叫ばれて久しいですが、この流れは全国的な問題であり、将来を支えてくれる子供の数が増加に転じる兆しがなかなか見えないのが現実でもございます。国においては異次元の少子化対策の名の下、様々な施策が講じられ、また、全国の自治体も同様ですが、神河町においても、その取組に力を注いでいるところでございます。

さて、大切なお子様が誕生されて、最初に行っていただく行政手続が出生届です。この出生届が元となり、子育てサービスを始め、様々な行政サービスを受けていただくこととなります。

現在、出生届が提出されましたら、必要な手続がワンストップで完結するよう御案内し、各種申請書の提出等を行っていただいております。それらの手続を記載したチラシも配布させていただいておりますが、議員御提案のとおり、行政が提供するサービスの趣旨や内容を分かりやすく説明したチラシを作成いたします。また、そのチラシにQRコードをつけてスマートフォンからも手軽にアクセスでき、どんな手続や行政サービスがあるのかなども見ていただけるよう工夫をしてみたいです。

健康福祉課では、母子手帳交付時や町外から転入された方に対して、安心して子育てをしていただけるよう、子育てガイドブックを配付していますが、この冊子には妊娠期、産後の子育て期の健診、教室、保育所などの情報と併せて、出生時に必要な手続も一覧にして掲載しています。

また、「かみかわちょう子育て応援アプリ」からも、母子保健事業、予防接種だけでなく、出生時に必要な手続を把握することができます。今年2月の時点では、1歳児から3歳児で88%の方が登録いただいている状況です。これらの情報について、一般的に窓口に来られるのはお母さんになるので、これらのことをお父さんにも周知していただけるように啓発をしてみたいです。

今後、自治体DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、デジタル化が推進される中で、これからは役場の窓口に行かなくても、もうオンラインで完結する手続が拡充されてまいります。様々な行政手続において、利便性の向上、手続の簡素化・効率化に向けたデジタルの活用が、住民にとって分かりやすく、使いやすいものになるように対応を行ってまいります。

以上、吉岡議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。詳しく、何でこんな質問しようかと思ったということでもあります。1月30日に、商工会次世代プラン創造委員会というのがありまして、怒られるかもしれませんが、平たく言うと、商工会壮年部ですね、の方との交流のときに、発言の中で、これは私は盲点でした。ある方が、出生届を持っていったと。

そのときに、役場の人が親切にここに名前を書いてくださいねと、今押印はないのかな。例えば、児童手当について、名前を書いたけど、一体何のことなんか、名前書いてくださいだけで説明がなかったと、こういうことなんですね。

役場のほうは、担当とか窓口全員は制度熟知してますから、普通のことなんですね。児童手当、署名してくださいね、出ますよということはイロハのイなんやけど、ところが受け手の住民の方は、もし関心がなければ、児童手当って実は1人1万5,000円もしくは1万円を、今現在の制度やったら、中学生までまとめ払いで年に3回か4回にしてお金が入ってくるんやと、子育てに使ってくださいねっていうことを、僕らは分かりますけど、議員や職員は分かるけど、そういうことに触れ合う機会のない住民の方であれば、全く分からへんかったんやと。僕は盲点やったと思います。私も前職は役場の住民生活課長もしたことがありますし、戸籍係もしたことがあります。だから、たかをくくっていたなというふうに僕は反省をしています。そんなに丁寧なことをしてへんかったなというふうに思っています。

また、もう回答がすばらしかったんであんまり言うこともないんですけども、例えば、今、住民生活課でこの1枚もんを渡しておられるんですけども、この中に、例えばシングルマザー、シングルファーザーに対して、児童扶養手当というものが出ます。これは子供が18になるまで、お子さん1人4万3,160円出ます。さっき言いました児童手当とダブル受給できるんですね。そういったことが漏れていたり、それから、これは書いてほしいな思うんですけど、神河町のいいところです。出産祝い品で、今治タオルのバスタオルと、それからスタイ、よだれかけ、これは気に入った人がおって、外孫に買ってやりたいというて駅前の観光交流センター、買いに行く人もおってのぐらいい、僕もいいもんやな思うんですけど、そういったことが抜けているし、それから、出産応援給付金、去年から始まりました。妊娠届提出のときに5万、そのお子さんが生まれたら出産時に5万円の支給、つまり10万円ですね。これが給付されると、こういったことも、ぜひ含めてほしいなと思います。

それから、今言いましたのは住民生活課、健康福祉課のサービスだけですけども、例えば、これも教育委員会のほうで始まった制度で、小学校入ったときの3万、中学校入ったときの3万、入学祝い金、これなんかも記載をしてもらって、課の垣根を超えた、こういった広く住民さんに分かりやすいようなもんを作ってほしいなと思います。

今申しましたようなことは、もう最低限必要やと思いますが、そこら、御準備どうですか、町長。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでまとめて答弁させていただきます。

もうまさしく議員おっしゃられるように、やはり横断的な、そういった町の政策を一つにまとめた、そういうアプリあるいはQRコードを読み取れば、それが全て出てくる、そういうデジタル化を図っていくことと、もうそれだけではない、紙ベースとして、取

りまとめた、そういった行政サービスというものを、課の垣根を超えた総合的なサービスの一覧表というようなものを作成してまいりたい、このように考えております。

それと一番最初の答弁でも申しましたが、お父さんにも、必ずこのアプリを取り入れてください、QRコードで読み取ってください、そういうことを、窓口に来ていただいたときにしっかりと啓発をする、そういうことが大事なと、このように考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

今、町長おっしゃっていただいた、豊富な内容のチラシを作り、プラスそこにQRコードをつけて、スマホで読み取ったらスマホでばっと見れる、これ、私、機械音痴でしたんで、そんなことを思いつきませんでした。私にすれば二重丸の回答やというふうに思います。非常に、なかなかいい回答やなというふうに思っています。

ということで、めちゃくちゃ早くなりましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で、吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） 少し早いですが、ここで暫時休憩とします。再開を13時ちょうどとします。

午前11時35分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、5番、安部重助議員を指名します。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部でございます。議長の通告許可を受けておりますので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、第2次長期総合計画前期の進捗（成果・取組）を問うわけでございます。

平成31年に策定された前期5年が過ぎ、道半ばではありますが、これまでにそれぞれの施策に投資と、またいろんな提案もされてきました。その結果をどのように評価されているか。

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの基本目標として、6本の柱、目標1として、郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる。目標2として、安心して暮らせる環境をつくる。目標3として、美しく安全なまちを築く。目標4として、人が行き交い、出会うまちを創造する。目標5として、魅力と活力の産業を育てる。目標6として、安定した持続可能なまちを実現する。この6項目から成るわけでございます。

これらの実現に向けた取組を進められております。それぞれの柱の中に、4 から 5 項目ぐらい上げられておりますが、時間の都合上、主な事項についてお尋ねいたします。

まず、基本目標 1 の中から、少子化・子育て対策の推進の成果はどうであったか。基本目標 2 の中からは、公立神崎総合病院を中心とする医療体制の充実はどのような取組をされ、その成果はどうであったか。基本目標 3 の中から、災害に強いまちづくり、もしもの災害に対する初動体制の取組をどのようにされているか。基本目標 4 の中から、まちで生まれ育った人が帰りやすい、戻りたくなるまちづくりの推進の成果はどうであったか。基本目標 5 の中から、商工業の振興と企業誘致の取組の成果はどうであったか。基本目標 6 の中から、公共施設の総合管理計画の推進の成果はどうであったか。これらについて、順次よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

令和元年度から本年度までの長期総合計画前期基本計画期間におきまして、将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」の 3 つの基本的な考え方の下に、6 つの基本目標、24 のまちづくり分野で 55 の施策を掲げ、146 の目標指標を設定をして、各種事業に取り組んでまいりました。

結果についてでございます。進捗状況の評価につきましては、55 の施策に対して、担当課において、5 段階の主観的評価を行った結果、計画どおりではないが進捗している、進捗率 75 % が最も多く、全体の 40 % を占めました。

目標指標においては、現時点で把握している直近値が令和 5 年度の目標値と比較して、146 の目標指標のうち、39 の目標指標が達成しておりまして、率にして 26.7 % となりました。

6 つの基本目標ごとに見ますと、基本目標 6 の安定した持続可能なまちを実現するが 52.9 % で最も高く、基本目標 1 の郷土を愛し、次世代を担う人材を育てるの達成率がゼロ % という、この結果につきましては、深く受け止めています。

さて、この結果を受けてどのように評価しているのかにつきましては、計画書 28 ページの町の施策に対する満足度掛ける改善度が町政に対する評価と認識しています。神河町の施策が満足度が高く改善度も高いと満足度が低く改善度も低い施策群にはっきりと分かれておりまして、政策進捗の二極化が進んでいると考えています。

満足・改善度の両方とも高い観光につきましては、観光施策をまちづくりの柱の一つとして進めてきたことが高評価されていると考えています。また、子育てにつきましても、乳児医療の無償化をはじめ、令和 5 年度に議会とも協議を進めてまいりました中学生の通学自転車補助などが高評価されているものと考えています。また、介護予防活動などを含む高齢者福祉については、保健師活動を充実させている結果として受け止めて

います。

一方、行財政分野が評価されていないことについては、大変申し訳なく思っておりまして、改めて町民は役場を選べないことを肝に銘じて取り組んでまいりたいと考えております。また、神河町に頑張っている項目が5年前と変わっていないところが低評価につながっていると考えておりますので、議会との対話を重ねながら、公園や遊び場の建設や、電車やバスの利便性などの事業展開を進めていくことが重要と考えています。

なお、基本目標ごとの回答は総務課長から申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは詳細説明をさせていただきます。

まず、基本目標の1の少子化・子育て対策の進捗の成果につきまして評価しておりますのが、長期総合計画の審議会でも、もっとPRとの意見をいただきました病児・病後児保育の開設でございます。病児・病後児保育は、令和2年度に開設し、保護者が安心して働ける環境を整えたところで、目標値は、令和5年度の利用者数を100人と設定しておりました。利用実績は、令和3年度は延べ36人、令和4年度は延べ32人の利用となっています。令和5年1月から年4回の病児だよりを発行し、郡内の幼稚園、保育所、子育て拠点施設等に配付し事業周知を行ったこともあり、本年度は、2月末時点で64人の利用と倍増しております。また、人員の確保が課題でしたが、保育士と看護師の常駐体制とし、令和5年度からは、当日利用を可能にするなど、利用者のニーズに対応しながら、保護者の皆様の就労支援につながっているものと認識しております。

続きまして、基本目標の2、公立神崎総合病院を中心とする医療体制の充実は、どのような取組をされ、その成果につきましては、令和2年度から兵庫県から春名事務長を副院長兼事務長として迎えたことが大きな成果だと考えております。具体的な取組としては、経営改善として経営改革推進室会議、病院経営改善対策本部会議を定期的で開催するとともに、本年度は経営改善計画を策定し、課題に対してタスクフォースをつくり、改善に向けた取組に一歩足を踏み出せたものと考えております。

また、外部委員で構成する病院改革委員会も開催し、様々な角度から公立神崎総合病院を顧みることができたことにつながっております。その中におきまして、具体的な成果は、待ち時間の改善に向けて院内のWi-Fi化、断らない救急医療に向けて、中播消防署との意見交換、断らない紹介に向けて、開業医の先生との意見交換を進めて、経営改善にも着手しており、地域から信頼され、選んでいただける病院に向けて取組を進めております。

また、このコロナ禍において、本当に公立神崎総合病院が神河町にあったかと、よかったというふうな感じを持っております。発熱外来を受けたときに、本当にこの公立病院があったという安心感が、本当に次の公立神崎総合病院のほんまに立ち位置につなが

っているのではないかなというふうに思っております。

続きまして、基本目標の３、災害に強いまちづくり、もしもの災害に対する初動体制の取組につきましては、特に水防体制の強化として、早い段階から気象情報の情報収集に努め、避難所の開設を避難しやすい昼間から実施するなど、初動体制の強化をしてまいりました。コロナ禍におきまして、コロナ禍における避難所運営に重点を置いた訓練を実施してきました。令和２年度からは、毎年避難所開設訓練を実施しており、さらに、令和３年度からは、職員防災図上訓練を開催し、今年については、防災情報システムへの入力訓練を開催するなど、また、地域の自主防との訓練も各ブロックで輪番ではありますが開催し、発災時に備えております。またこのたびの能登半島地震もありましたけども、地震に対する初動体制としましては、オートマチックで管理職の招集をというふうになっておりますので、震度４では、管理職の皆様には全員出動ということとしております。

続きまして、基本目標の４、町で生まれ育った人が帰りやすい、戻りたくなるまちづくりの推進の成果につきましては、魅力あるまちづくりを推進するために、神河町として、令和４年度に２０５０神河将来ビジョンを作成し、神河町のあるべき姿を示すことができたことが大きな成果だと思っております。変わらない風景を未来の世代へというメッセージを、行政と町民の皆様と共有しながら、今後の施策の柱に据え、取り組んでいくことが重要と考えております。

また、審議会の委員から、家を建てる土地がないという声をお聞きしました。若者世帯への住宅取得、リフォーム補助、家賃補助を行いながら、事業者の方に対しては、分譲地開発を進める支援として、令和４年度からは宅地開発補助を創設し、大河内保健福祉センターの西側に宅地造成がされたことも成果だというふうに考えております。

続きまして、基本目標の５、商工業の振興と企業誘致の取組の成果につきましては、特に創業支援を推進してきたことから、５年前の町内創業件数は１１件が、この間２２件と、毎年２から３件の新規事業所が生まれているところです。神河町内で起業したいという人の気持ちを動かしているこの施策につきましては、人口減少が続いている中でも神河町の元気づくりにつながっているものと考えておりまして、他市町にない充実した支援制度の成果だというふうに考えております。引き続き、商工会の皆様と協力を得ながら企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、基本目標の６、公共施設の総合管理計画の推進の成果につきましては、多くの公共施設や観光施設を有している神河町にとって、本計画に示されておりますとおり、維持修繕には多大な更新費用が必要となってきます。そのことを職員とのヒアリングの中で積み上げてきた内容となっていることは評価に値するものと考えております。公共施設につきましては、人口減少が避けられない中で、地域住民の皆様と協力を得ながら、今後施設の方向性について議論を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。今も説明いただきました。それで大体今分かるわけなんですけれども、まず第1点目ですね、町長のほうからも、進行に対する計画の進捗率が75%ということでございます。これ、5年間の成果としてそれなりの成果かも分かりませんが、あと25%はどういうところが足らなかったか、それを教えていただきたい。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この計画、先ほども政策群のほうで二極化が非常に進んでるというふうに考えております。その中では、先ほども行政運営のこと、そして土地利用のことというふうなところが大変評価が低いというふうに考えておりますので、そういったところをこれからどういうふうに進めていくのかというところが、行政に与えられた課題というふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。行財政分野で評価されていないことに大変申し訳なく思っているということなんですけれども、この行財政分野いうたらかなり幅が広くて大変だと思うんですけども、これについては、町長はこういう答弁なんですけども職員の方についてはどういうふうに感じておられますか。やっぱりこれはもっともって我々がしっかり行財政に関わって、提案もしていかなあかんのだというような気持ちはあるんじゃないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この間、コロナっていうところもありまして、いろんな補助要綱もつくって施策の運営をしてきたというふうなところなんです。そういった中でもこういった行政分野の施策はなかなか進んでいないというところにつきましては、大変申し訳ないというふうにも私も感じております。

そういった中で、この長期総合計画の中で、やはりいろんな住民さんの声を聞きました。子育て施策については、意外と委員さんの評価も高かったというふうには認識しております。しかしながら、先ほど土地のことも言いましたけども、進んでいないところにつきましては、やはり住民の方の御意見も非常に厳しかったかなというふうに思っております。

また中学生の子供たちが、要は、神河町に残るっていうところで、夏祭りとかですね、そういった祭りがやはり、記憶に非常に残っているというふうな御意見もあって、そういったことを考えますと、本当に住民との、この間コロナ禍もあったかもしれませんが、対話というものが、行政とそういった対話が少なかったのかなというふうなところも私も感じておりますので、そういった部分も含めまして、これからは行財政分野だけにとどまらず、そういった対応を大事にやっていくことが行政としては大事なかなとい

うふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。この基本目標1の中で特に少子化についてなんですけども、5年間の平均出生率、出生数ですね、51.8人、これは広報かみかわからちょっと取らせていただきました。それで目標80人に対してね、やっぱり65%なんです。数字はどのように捉えておられますかということなんですけども、もう少し上がっていかなあかんであろうが、65%でなんですけど、これはいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 目標80人に対しての実態が平均51.8人ということで、これはもうこれまでも本会議の中でも申し上げております。特に危機的な状態というのが、令和4年度実績でありまして、38人ということでございました。もう本当に目標の2分の1にも達していないということでありますので、そういうところからですね、再度少子化対策というものを、もう一度、全面的にリセットするぐらいの気持ちで強力に進めていかなければいけないということで、私も指示をしてきたところでございます。

ただ、どういうんですか、日本全体の、世界的な共通する部分としては、やはり新型コロナウイルスによる出産控えというものは、もう顕著に表れてきておりますから、もともと出生数が少ないところにこの追い打ちがかかったというふうに捉えているところでございます。

令和5年度実績においてはですね、また40人はクリアして、50人まではいってないんですが、50人弱という、そういった実績になってくるかなと思っておりますが、まだずっと6年度実績が少なくなるような状況も出てきておりますから、国においても、強力に進めていくというふうにも言われておりますし、神河町としてさらに出生対策については、令和6年度でも新しい事業も取り入れておりますので、目標クリアできるように全力を挙げていく考えでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） はい、安部です。

最近では人口減少は世間の風潮という流れになっておるわけなんですけれども、やっぱり減った人口に見合った施策をこれからはやっていくというようなことも、若干町長の口からも再々出るんですけども、我々町民にしたら、町長はそんな弱気でええんかというような気持ちでね、もっともっとほかに施策があるんじゃないかと、それを町民からよく問われるんですけども、その辺のところをどういうふうなお考えですか、先ほど答弁の中にも若干ありましたけれども。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 町民の皆様の中では少し弱気ではないかなという声を聞くということでございますので、そういった声は謙虚に受け止めさせていただいて、これからの施策展開をしていきたいというふうに考えます。

ただ、私は弱気にはなっていない、強気で攻めていくということで常に思っております。その中でトップダウンとボトムアップという話も、これまでの本会議、予算特別委員会の中でも申しあげましたように、その辺のバランス、そして何といても財政というところがございますので、そういったところも見ながら、ただ、今は地域創生の5か年計画という中で、5か年の中で2期目に入っている5か年計画ですから、その期間は弱気にならずに、国のいろいろな減少対策メニューもございますから、そういったものを貪欲に活用して、神河町の人口減少対策に取り組む覚悟でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。次に、子育て支援対策ということで、これまでに町長、行政のほうもいろいろと子育てに対して、いろんな投資や提案もされております。そういった中で、逆にこの子育て支援を受けられた保護者の方、家庭の方、親御さんですね、そういう方はどのように受け止められておるのか、その辺のところをもし情報でも受けておられたら、ちょっとお聞きしたいと思います。どの課でもよろしいです。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この審議会の中で、委員さんの中からは、この子育て施策っていうアンケート、住民アンケートが意外と評価が高かったんですね。それを見て言われたのは、住んでおられる方がこれで評価してるのであれば、神河町としてもっとPRすべきですよ、子育て施策が充実していることのPR不足ではないですかという御意見を非常に多くの方からいただいたというふうに考えておりますので、施策につきましては、私は本当に他市町に負けない施策を展開しているというふうに思っておりますので、そういった部分、PRの部分につきましては、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員からは、いわゆる支援を受けられた子育て世代の生の声を聞かれた管理職の方がいらっしゃいませんかということなので、どなた様でも。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。先日神河中学校の新入学説明会が中学校の体育館でございました。その際に、来年度入学される方、生徒と保護者の方が出席されておりました。その場で今年度から実施させていただいております自転車購入補助の御説明もさせていただきまして、本当に非常に助かっておりますということをお父様から生の声でお伺いしました。そういうことを聞いております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。私のほうからは、子育て世帯というふうな中で、いろいろ子育て世帯の支援をさせていただきました。その中で特に住宅に対しての施策につきましては、非常に町としまして

も、効果があったという認識をしております。結果的には賃貸アパートに住まれて、そこでお母さんお父さんのコミュニティができて、やっぱり神河町に住み続けたいということで住宅を新築されると、そういうふうな流れが一定できてきたというふうな形で、非常にこの施策についてはよかったというふうな声も聞いておりますし、町としても効果があったというふうに見ております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。そういう形でね、町民さんとできるだけ近づいていろんな声を聞き上げる、そしてそれをまた次の施策に反映していくというようなことも非常に大事だと思いますんで、今後も努めていただきたいと思います。

2点目のほうなんですけども、公立神崎総合病院を中心とする医療体制の充実ということなんですけども、今、先ほども春名病院事務長が来られまして、非常に評価は私たちもおこなっているわけなんです。そして病院の改革等にも取り組んでおられるということは議会のほうも評価させていただいております。しかしながら、町民の方から聞きますと、やはり救急患者の受入れについて、非常に神崎総合病院が救急患者受入れは、平成の十六、七年ぐらいから救急患者受入れの施策を取ったと、私は記憶にしとんですけども、それ以降町民の方から救急車が入ってくるということで喜んでおられましたけれども、最近はやっぱたらいい回しいうんですか、受入れができない、そしてまたあっちやこっこの病院に搬送されるというような形で、先ほども言われましたけども、断らない救急を目指してという目標もありますけれども、やっぱりそれが今、実現されてないということで、非常に不満の声が上がっております。その辺のそこはいかがにお考えでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。議員の御質問についてお答えいたします。実は、たまたまなんですが、昨日、救急隊との意見交換会というものを、数年ぶりに再開しました。その場でもお話をさせていただいたんですが、私が着任した令和2年度当初に、消防本部へお邪魔しまして、神崎ですと、状況いかがですかということをお伺いしたときには、神崎さんはかかりつけ患者しか診てくれないというような指摘を受けておまして、それがずっと心に残っておりまして、それが活動の一つの原点にもなったところですけども、昨日、同じような質問を救急隊員に対してさせていただいたところ、救急隊としては、神崎病院で受けてほしいと思って、受入れを打診した症例については、ほぼ受けていただけてますというようなお答えをいただきまして、一安心をしたところではありますが、やはりこれまでのそういった受入れが悪かったというところも、やはりまだ住民の皆さんの記憶にはあるのかなと思ったりするところですが、救急隊のほうも当院で受け入れられるだろうというところをかなり厳選して依頼をかけていただけてますので、結果としましては、まずまず受け入れられているというところです。

一方、残念だったのは、これも救急隊から昨日指摘を受けたんですが、こういうこと

がありましたということで、福崎の方が救急要請された。救急隊と福崎のその方を救急車に乗せて、この症状だったら神崎で診ていただけるだろうという判断で神崎に打診したところ、何て言われたかという、福崎の方は姫路へ行かれたほうがいいですよという案内をされたということに、非常に私昨日ショックを受けまして、いろいろと意識改革というところを最終的なところに置いておったんですが、なかなかやはり全てといいますか、周知というところが難しいんだなというところがありまして、これからその辺りも含めて、やはり意識をしっかりと、経営という面だけではなくて、そういうふうな接遇をすること自体どうなのかという観点でも指導を徹底していきたいと改めて昨日考えたところですよ。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。ちょっと今の説明を聞いて、町民と病院の受入れのほうとがギャップがあるような感じがしたんです。といいますのは、もう救急病院であるということは、救急車が第一に一番近い病院、神崎総合病院へ行く、そして必ずそこで一回はちょっと診ていただいて、診察していただいて、いやこれは神崎総合病院じゃなし、どっかほかの病院のほうが適した病気だとかけがやとかいう判断をされて送られるんやったらいいんですけども、なかなかそのままあっち行きなさいこっち行きなさいという指導があるみたいなんで、その辺のところが町民さんには分かってもらえてないのかなと思うんです。その辺のところをこれから町民さんに対して説明していただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。ただいまの質問ですが、現場の医師、看護師は、やはりその症状を救急隊等から聞いたときに、もうその時点で当院では受け入れないほうがいいという判断できる明らかな場合もあるということです。受け入れられるという判断すれば受け入れてはおるんですけども、結果として難しいとなればそれから紹介ということになるということで、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、住民にはそういうふうな見られ方をしているところは、改めて周知したいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。そういうことにつきましては、また議会だよりの中で、私の一般質問の中でも若干触らせていただきますので、お願いしておきます。

次に3番の基本目標の3の中から、災害に強いまちづくり、もしもの災害に対する初動体制の取組ということでございます。これは午前中に栗原議員からも能登半島地震のほうへの応援派遣をされた2名の方から感想なりあったわけなんですけども、その方たちについては本当に御苦労さまでございました。今後はどなたがまた応援に行かれるのか分かりませんが、また引継ぎもうまいことやっていただいて、神河町もこういう応援ができるんやということもアピールしていただきたいと思います。

これまでに各地で多くの災害が発生しております。そのときに、初動体制で、行政の初動対応に問題がなかったか、それが一番問われるわけですね。そのときに、その判断により助かる命も助からない命も2つに分かれてしまうわけです。その辺のとこのいろんな研究とか、これからのそういう体制づくりとか、いろんな災害には台風もあり雨、風もあります。そういった中で、どの災害があるんか分かりませんが、町としての心構え、やはり人命を第一にする、その辺のとこの心構えの訓練ですね、そういうのをどういうふうにされておるのか、お伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。議員がおっしゃられるように、大規模な災害が発生したときには、本当に職員、そんなことに慣れてる職員は、もう恐らく全国どこにもおられないだろうというふうに思います。恐らく、神河町においてもそういったときにはまずどうするのかという部分で、一番大切なことは、慌てない、冷静にということが一番かなというふうには思っております。

しかしながら、対応を早くしないといけないというのは本当にこちらでも危機感を感じているところでして、訓練も大事ですし、日頃からこういった対応をしていかなければならないのかなというところも、研修とか、私たちのほうが一番勉強しなくてはならないかなというふうにも常々思っております。

それぞれの計画も策定しておりますので、そういった部分も何度も見直して、職員のほうにも十分その辺りも認識をしていただくということが大事というふうに思っておりますので、そういった訓練を今後も行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。この件につきましては栗原議員のほうにも詳しく説明されておりましたのでこの辺で置いておきます。

基本目標4の中から、町で生まれ育った人が帰りやすい、そして戻りたくなるまちづくりの推進ということでございます。その成果がどうであったかなんですけども、今現在中学生のアンケートで本会議にも若干触りましたが、神河町が好きが81%強ということであるんですけども、その中の内容は自然が美しい、そして人づきあい人当たりがいいというところが大きいんですけども、しかしこの中学生また高校生ですけれども、この後就職を加味したら、やはり働く場所が少ないというのが一番大きな問題になってるんじゃないかと思います。そういった意味で、そういう働く企業誘致等について、どういうふうな取組をこれまでに一生懸命やられたか、一生懸命ですよ、一生懸命やられたか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。ひと・まち・みらい課、神河町としましては、これまでも企業誘致というふうな形で

いろいろと企業さんのほうとも接点をつくらせていただいて誘致に努めてまいりました。

しかしながら、大きな工場というふうなところでは実際にはつながっていないというふうなところなんですけれども、工場の廃業された跡地、跡工場なんかには、そういった関係もあって入ってきていただいているというふうなところでは一つの実績かなというふうに思います。

また、大きな工場というふうなところは神河町としてはもう山林、農地というふうなところで、なかなか開発的に難しいところがあるということで、もう少し小さい形で、工場、工業いうか企業も含めた形で誘致ができないかなというふうなところで、今後もサテライトオフィスというふうな形でも進めてまいりますけれども、これまでの取組としましては、なかなか大きい工場での誘致というふうなところにつながっていないんですけれども、創業支援も含めて、小さい形での企業創業というふうな形では効果も十分にあったのかなというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。企業誘致、大変難しい問題だと思います。地域柄もあるし、交通の便やいろいろあります。そういった中で、頭を固くするんじゃないしに、何かもう企業誘致じゃないしにほかのことを考えられることないですか。例えば、今、神河町も、農林のほうにも大変力を入れておられます。また、農業のほうですね、どちらにも力を入れてるんですけど、そういう人材を確保して、何とか神河町の特産品を作るんだと。そしてまた山の再生するんだというような思いに、若干はそういう考え方もしていくべきじゃないかと、いろんな幅広い意味で思いを広めてもらったらありがたいんですけどいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 幅広い分野で企業誘致、働く場所を確保していくということでございます。私も同じ思いでございまして、新年度においては、農業分野に行きますと、既存の営農法人の協力もいただきながら、また認定農業者の協力もいただいて、兵庫県が有機農業を試験的に実施していく、そういうのを町内で5か所でしたか、いうところを、もう既に農業者の方々と話をさせていただいて、やる方向になっております。

もう一つは、あと、山関係でございますけれども、これはこれからの話になってきますが、既に町内で民間山林事業者のほうでチップ工場を建設するという事で決定もしておりますし、そういうところから、今後の山の再生に向けた新たな事業も創出をしていかなければいけない、このように考えております。

昨年2050神河将来ビジョンを策定をさせていただきました。それが目的ではございません。それはこれからこの神河町の未来に向けたまず一番最初の土台となるものでございまして、さらにそれを細分化して、農業、林業、そういったところをもう少し、5年周期、10年周期、そういったもう少し具体的なビジョンを策定をしていかなければいけないと、このように思っております。まず山林においてはこれから着手というこ

とになってまいります。しっかりと新年度において、林業というところも人の配置をして、そして年間通じて、森林組合、また行政、さらに山林事業者、そういったところと協議をしていながら、今後の方向性について具体化をしていきたい、このように考えているところでございます。

農業についても限られた農地でございますので、そのように考えれば、やはり付加価値の高い農業をしていくということにしかならないなと私自身思っております。そんな中で兵庫県のほうも、有機農業というところをかなり強く前面に押し出した施策展開となっておりますので、兵庫県の力も借りながら、神河町として、これからの農業の生き残りをかけるような、そういった具体的な展開ができれば、このように思っております。

既に議会の皆様方は、神河町内で有機農業というところに興味をお持ちの若い方々との意見交換もされたというふうに報告も聞いておりますし、私も個別にはそんな話もさせていただいております。今後の神河町の農業の一つの方向性であろうと、このように思っております。

そして、一般的な企業誘致についてでございます。もう本当に、限られた農地、その中に営農法人、認定農業者、そういった方々が農業をされておるわけで、そしてその大部分が農業振興地域の指定を受けております。どうしても企業を誘致する企業の希望からいくと、町の中心部、非常に利便性の高いそういった農地をこの工場用地にしていこうというふうになるんですが、現在のところ、なかなかそのことに対応は厳しいなというふうに思っております。国においては、その農業振興地域を解除するそういった動きがさらに厳しい状況になっておるというところでございますので、そうなってきますと、神河町の山林を開発して工場の造成地を建設するのがどうなのか、建設した後で分譲をするというような、そういうことになってきますので、そうなるのかなりコストも高くなってくる、そういったところに企業が来てくれるのか、そういうことも含めて考えていかなければいけない。以前から、神河町はやはり少し距離のあるベッドタウン的な要素の中で町が形成されてきたというふうに考えております。したがって、できる限り利便性、便利なこの環境をいかにつくっていくか、そういったところにさらに重きを置きながらも、一般的な企業誘致というところは、もう以前に産業集積地の認可もいただいて進めてきているところですので、そこはこれからもしっかりとPRしながら、打診があれば全面的に協力をする、そういった覚悟で臨みたいと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 大変時間がちょっと迫ってきましたんですけども、商工業の振興ということなんで、今、町の補助が2,060万ですか、これについて、やはりもう何年か長い間続いていると思うんです。これをもう少しやっぱり活性化のために少し値上げ、値上げいうたらおかしな話なんですけども、協力してあげられるものであれば何とかしてほしいんですけども、いかがでしょうね、その辺は。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） その点につきましては、これまでの本会議、予算特別委員会の中でも質問に答えさせていただいたところでございまして、県においても、商工会事務局事務職員の人口減少というふうな中での職員配置もこれから減少するという傾向にございます。そういうふうな中で、それこそ近隣の市町の状況も見えていきながら、その中で神河町が独自でやれるところは独自で取り組んでいかなければいけないとこのように思っているところではございますが、今後も商工会とじっくりと話をさせていただいて、決定をしていきたいと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。時間が迫っております。この5番目の件につきましても4番目と、先ほどの件と同じでございますので、終わったことにさせていただいて、6番目の公共施設の総合管理計画の推進ということで、今は重複施設等がたくさんあって、はや合併して19年目ですが、来年20周年というような時期になって、一向に進んでいないというような状況を私たちは感じております。何とか早くそういうことをしていかなんだら、財政の圧迫に非常に大きな負担となるということでございますので、何とか簡単に、簡単に言うたらおかしいけど、説明をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 公共施設の総合管理計画の推進ということでございます。もう既に総合管理計画については策定をしているわけでございまして、それに基づいてなかなか進捗管理ができていないという御指摘でございます。とはいいながらも、まず1つは、令和7年にオープンいたします粟賀小学校跡地の図書コミュニティ施設及び公園、その施設を完成すると同時に、神崎公民館については、その新しい施設のほうに、どういんですか、統合といいますか、吸収されるということになってまいります。それと同時に、跡地活用をどうしていくんだということになってきますし、神崎体育センターについても、こちらのほうは以前から申し上げているように、町内に体育施設もございまして、総合的に活用していただくように、その体育センターも今後は取り壊ししていくという計画でおります。そのほかの統合しなければいけない部分については、もうほぼできていると私自身は思っているところでございまして、ただ、今後、人口減少さらに進んでまいります。最終的にはもう6,000人を切るということでありますので、そういった段階での施設の在り方いうところは、今後さらに見直しをかけていかなければいけないと、このように考えております。ただそれはあまり強引にするのではなくって、やっぱり基本は住民の合意形成をしっかりと取っていくいうところも、同時に重要視していきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 長期総合計画、前期5年の質問させていただいたんですけども、これから後期に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうをお願いしまして、私の質問を終わりますけども、次に入らせていただきます。

次に、グラウンドゴルフ場の整備について問うなんですけども、老人福祉向上、健康増進の面から多くのグラウンドゴルフ愛好者も増えております。グリーンエコ笠形の施設に素晴らしい施設があるんですけども、これが一向に整備されない状況にあります。何とかこの再整備を望むわけなんですけども、これについてはいかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。ただいまの安部議員の御質問にお答えしたいと思います。

町といたしましては、グリーンエコ笠形のグラウンドゴルフ場については、継続して利用できるように整備をしていきたいと考えています。まず、その現状についてですが鹿柵と鹿柵の根元に小動物侵入防止の網が設置されていますが、小動物が網目を擦り抜け、コース内に侵入し、ミミズなどの餌を探し地面を掘り返すといった獣害被害に遭っており、コース上の芝生を動物に荒らされています。修復しましても、次の日にまた荒らされるという状態が続いたり、芝生の管理が行き届かず、枯れたり、芝生がコケに負け、コケの繁殖、浸食が進んでいます。町としましては、御利用される方に満足していただける町のグラウンドゴルフ場として整備管理をしていくべきと考えています。

1つ目に、芝生の手入れ等につきましては、獣害対策用に現行の鹿フェンスへ小動物の侵入対策用の網フェンスを補強、張り増しを行う。また、芝生の荒れや枯れた場所については芝生の張り替えを行う、もしくは芝自体の手入れなども考え、管理のしやすいコース、コースは芝、人工芝、土、砂いずれでも可であります。そういったものへの変更も検討してもよいのではと考えております。

2つ目に、管理についてでございます。芝生等の管理については、乗用芝刈り機を令和6年度予算で購入予定としておりますが、グラウンドゴルフ場コースそのものの管理についてはグリーンエコ笠形の指定管理者に委託していますが、今後は町が直接管理することも含めて幅広く検討させていただきます。以上、安部議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。ありがとうございます。初めてありがとうございます言うんですけど、最後に完成した後でありがとうございます言うけども、感謝の意を申します。それで、このグラウンドゴルフ場、今現在、愛好者、愛好家ですか、グラウンドゴルフを愛されてやっておられる方、これ笹川スポーツ財団のほうでの調査なんですけども、全国で360万人、約人口の3%ぐらいになるわけです。そのぐらい増えてきとると。そしてその開発された方が、鳥取県の旧泊村という村らしいです。そこで18名ほどの方が高齢化を何とか止めたいという形の中で考えられたのがこのグラウンドゴルフらしいです。これも教育委員会の職員の方の発想らしいです。

そういうことで、やはり高齢化を抑えるためのやっぱり運動、軽度な運動、そしてグラウンドゴルフであれば、ちょっと歩いたり走ったり、そしてまた途中で3足す4みた

いな感じの軽い足し算もできたり、そして最後には引き算もできる。そしてまたいろんな人との会話ができる、非常に気軽に楽しいもんやということで私も思っております。そうすることで何とかこのグラウンドゴルフ場をしっかりと整備していただいて、神河町の町民の皆さんが、高齢者に向かっても楽しく元気でおられるようなまちづくりにしていきたいというふうに思います。

そういった意味で、いつ頃までに整備を計画されておるのか、もし計画があれば。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。令和6年度中には、何らかの方向性を考えたいと思っております。

ただ、先ほども申しましたように、コース、例えば芝であったり砂がよかったりとか、私たちが兵庫県下にはほかのグラウンドゴルフ場もございますので、一度見学にも行かせていただいて、どういったコース設定がよいのかということも踏まえて、いろんなグラウンドゴルフ協会の方もいらっしゃいますし、少し御意見も頂戴しながら検討して、6年度中には方向をまとめたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） はい、分かりました。何とか前向きにという答えもいただいております。そういった意味で、視察をしていただいても結構なんですけども、近くにも、市川町なんか芝生のグラウンドゴルフ場を造っておられます。これも職員OBの方が発想されて、何とかやろうやという形で造られたそうでございます。そういった意味で、いろんな形でやっぱり見ていただいて、そしてまたグラウンドゴルフ協会の方たちとも、やっぱり相談していただいたりしてやね、何とか町外の方からも神河町の笠形グラウンドゴルフ場に来ていただくというようなことをしていただきたいと思います。この今のグラウンドゴルフ場も、日本グラウンドゴルフ協会の認定グラウンドとなっておりますので、そういうこともやっぱりアピールしながら町外からも人を呼ぶと、そしてまたそれによってある程度の管理費に助かるような収入もあるんじゃないかと、そこら辺のとも考えていただいたら、やっぱり前向きに進めていくべきだと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。何かありましたら。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。はい、そのように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 町長このことについて一言何かございましたら、最後の押しをひとつお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） いや、もう高橋特命参事が申し上げたとおりでございます、そしてまたもう既にといいますか、以前からグラウンドゴルフ協会からもグラウンドゴ

ルフ場の整備というところは要望書も頂いたところでありますし、私も協会の三役の方と懇談もさせていただきました。そしてまた神河町のグラウンドゴルフ人口、国の３％以上の、もう３０％とかそのぐらいの割合やというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえて、６年度中に方向性を具体化をしていきたいと考えております。以上です。

○議員（５番 安部 重助君） いろいろ前向きな意見いただきました。最後に、完成したときには、改めてお礼を言いますのでどうぞよろしく。お礼が言えるようにひとつ頑張ってくださいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で、安部重助議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで資料配付のため、暫時休憩します。そのまましばらくお待ちください。

午後１時５８分休憩

午後１時５９分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、２番、木村秀幸議員を指名します。

２番、木村秀幸議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ２番、木村です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

１、公立神崎総合病院について。令和２年度から県より事務長が派遣され、間もなく４年が経過しようとしております。この４年で公立神崎総合病院の主な改善、改正点を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは経過から申し上げます。令和元年９月に厚生労働省が再編統合が必要と判断した病院名を公表したことに端を発し、同年には役場と病院の幹部で構成する経営形態の見直しに係る検討委員会を設置。経営形態の比較と、経営健全化方策を中心として議論を開始しました。ここでは一旦、職員の意識改革が必要だというまとめをしたところです。このような背景で、神河町から兵庫県に対し、病院経営改善の牽引役として公立神崎総合病院の事務長ポストに職員派遣を依頼したことが直接の契機となりました。私は常日頃、県立病院の経営体制については様々な観点からよく考えられており、模範的であると感じていましたので、その取組を参考にさせていただきたく兵庫県に職員派遣を依頼したわけであります。職員派遣に御理解をいただきました兵庫県に対しまして、改めて心から感謝申し上げます。

春名副院長兼事務長には、県立病院というしっかりとした組織から派遣いただいたこ

ともありまして、当時、我が町の病院を形、つまりルールのない組織に見えると言われていたことを思い出します。そこで一から形をつくる必要性を訴えられ、その使命感に基づいて職員の意識改革に向けてしっかりと対応されたものと見ております。

次に、成果と改善点ということですが、一言で申し上げますと、これまで見えなかったところが見えてきた、病院での当たり前が、実は当たり前ではいけなかったということに気づかせていただいたことが最も重要であり、シンプルな成果でございます。これまでは様々な判断を病院に任せ過ぎてしまっていたところがあり、そこも町組織として反省すべき点として明らかとなりましたので、特にこれからは、町として適切に病院を管理し、そして発展させるべくしっかりと対応していきたいというふうに考えております。先日も全員協議会において、来年度、町の医療対策をまとめる部門を設置する旨申し上げたところですが、それは見えなかったところが見えてきたからこそその判断に至ったわけですので、そこも春名副院長兼事務長派遣の成果の一部と考えております。

一方、地方公営企業として結果を全て財務諸表上の変化に求めるのであれば、多額のコロナ補助金による収益増大を除けば、劇的に改善したとも思えません。コロナ禍でもあり、職員も疲弊する中での孤軍奮闘の取組は相当なプレッシャーがあったものと思います。そういう中で町組織、院内組織の設置、先頭を切った課題の洗い出しや方針決定など、主に病院の組織面を中心に取り組んでいただいて、将来につながる形づくりにはしっかりと対応されたものと評価しています。

なお詳細につきましては、春名副院長兼事務長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは町長答弁に続きまして、私からは病院での取組の詳細につきまして、経営改善の3つの基本的視点、組織改編、医療サービスの向上、収支改善の区分に基づき回答いたします。

最初は組織改編についてですが、まずは現状分析からです。当院は幾つかの部門組織から成り立っている一つの病院組織ですが、各部門間の関係性がかなり縦割りの希薄だと感じています。結果、ガバナンスの効きにくい組織、まとまりの弱い組織になってしまったものと感じています。

医療機関特有のチーム医療というスタンダードな概念があります。各職種が専門性を発揮しながらも互いに尊重し、リスペクトし合い、患者さん中心の医療を展開するという考え方です。縦割り組織であったり、個人が前面に出過ぎる組織であると、自分たち中心の発想となってしまう、患者さん中心の医療ができないと言われていています。不本意ながら、当院もこれに当てはまると思われます。

私は、当院の縦割りの個性が出過ぎるところを修正し、チーム医療へ導くための横串を刺すべく、不足している委員会の設置提案。医局個室の大部屋化など、本来あるべ

き組織に向けて提案はしてきましたが、いまだ実現には至っていません。また当院では、各部門間で議論する場に乏しいためか、非公式な場で当事者間だけで相談し、それを公式な場で議論することなく実施するということを許す風習が残っています。確かにそうすると、着手までは早いです。しかし議論が不十分ですので、隙間に気づかないままの見切り発車となります。しっかりと公式の場で議論すべきことを周知したところです。

では、経営って何だということですが、専門書、一般書などでは様々な使い方をされていますが、当院に合わせて私なりにそれを表現しますと、日々きちんとやるということになるかと思います。毎日毎日きちんとやらなければいけないと思います。では、きちんととはどういうことかと。それは業界標準となっているような判断基準などは取り込むべきは取り込み、それに基づいて病院運営を行う。そして基準を守れなかった人には注意、教育する。さらに、これらを個人や部門組織に対して平等に行うことかと思っています。

一方では、職員としても、上司や医師から言われることだけをやっていけばいいというものではありません。現場のことはまず現場、自分たちで考えて提案し、実現するというボトムアップの流れができていません。指示待ちの姿勢になってしまっています。組織にとってボトムアップとトップダウンのバランスは大切です。これら長い年月をかけて出来上がった自己防衛と楽なほうへと流される、つまりは黙っておく、ボトムアップしないということが根付いてしまっていますので、改善までにはもっと時間が必要かと思われます。

その他、私が取り組んだ組織改編関係事項としましては、経営改善計画推進本部等の設置、会議運営、外部評価委員会である病院改革委員会の設置、会議運営、なおこの委員会の委員として、神戸大学医学部附属病院から院長と副院長の2名に参画をいただいています。そして、病院経営強化プラン、経営改善計画の策定とその支援のための医療コンサルタントの活用、職員の問題行動に対する執行部としての注意指導の実施、県立病院看護部長経験者の採用活動などこれらに取り組みしました。

次いで、医療サービスの向上についてです。当院では、日進月歩といわれる医療技術の導入に基づく新たな医療サービスの提供が活発ではありません。むしろニーズがないのかもしれませんが。であればなおさら、住民、患者さんに優しい医療、丁寧な医療など、つまり、狭義の医療技術でなくとも、お断りを減らしたり、一旦は患者として受け入れて、不安を軽減してさしあげたり、接遇の向上により快適に受診いただいたりと、もっと患者さんに寄り添ったサービスを目指すべきではないかと思います。

こういった背景におきまして、何か一つでもと思い、院内で提案し、検討を重ねた結果、昨年12月から当院のレスパイト入院制度を改正し、推進しています。ここでは、当地域における需要を見込み、個室、それと多床室、いわゆる4人部屋のことですが、これらの選択制の導入と、入浴回数の週当たり複数回体制を実現しました。これらにより、平均的な10日間の入院で、従来の自己負担額約10万円が多床室を選択いただい

た場合には約 3 万円で済むようになりました。

その他、医療サービスの向上関連事項の取組としまして、急性期医療 I C T ネットワークサービス事業への着手。ちなみにこれは神戸大学との連携事業が内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金事業として採択されたものです。そして、姫路市内の脳神経外科専門病院との読影コンサルタント契約の締結。ちなみにこれは脳疾患患者の受入れと迅速な紹介という連携体制を構築するためのものです。その他、業務量の類似病院との比較、見える化などに取り組みました。

最後に、収支改善についてです。そのうちまず増収面について、本来増収を狙うときには何かを実施した結果増収させるという企画を行います。当院ではその何かに乏しいところがあります。この何かを明確に示すことなく、アウトプットとしての目標、患者数や増収額だけを設定すること自体に私は違和感がありましたので、積極には推進できていませんでした。あえて申し上げれば、足元では 2 億円の収益が不足していますので、逆算して、入院患者数を 1 割増やす必要があるという声かけをさせていただいた程度です。

客観的に見て、対前年度で患者数 1 割増というのは不可能に近い数字かと思われましたが、それぐらい切実なんだということを周知したかったものです。しかしコロナ禍のこの約 3 年間、外部の環境変化に対応するのがやっとであり、患者数増に向けた取組自体ほとんど実施できませんでした。

これまで何度か申し上げてきましたが、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で約 1 0 億円のコロナの補助金を頂きました。一部は起債ですが現在では 9 億円以上の現金資産を保有できています。この現金資産が枯渇するまでに何とか持続的な増収策をひねり出す必要があります。

そこで、このたび、経営強化プランの一環として、医療コンサルタント支援下で、療養病床機能と在宅医療機能の整備など、先ほど申し上げたところの何かに当たるものをひねり出しましたので、来年度からは、医療サービスの向上策としても併せて取組を開始したいと考えています。

次いで、経費削減面についてです。令和 2 年度の着任後に着手したもののうち、効果が大きなものから幾つかとその削減額を報告します。まず、電力料金の基本契約の見直しです。これで年額約 8 0 0 万円、不採算が顕著な非常勤医師 3 名との契約解除、これで年額 9 0 0 万円、非常勤医師の病院と姫路駅間のタクシー送迎の廃止、これで年額 2 0 0 万円、通勤手当の精査による手当総額の削減、これで年額 1 0 0 万円、交際費支出の適正化、これで年額 1 0 0 万円、印刷物発注の抑制、これで年額 2 0 万円などであり、総額で年額約 2,0 0 0 万円の削減ができました。この 4 年間であれば 2,0 0 0 万円掛ける 4 ということで総額で 8,0 0 0 万円という計算になります。額だけを聞けばすごいと思われるかもしれませんが、これらは本来、直近 1 0 年間のどこかで見直していなければならなかった容易なレベルのものばかりだと思います。

また最大の課題である給与費です。当院は医業収益に占める給与費の割合が約 8 割と非常に高く、着任前から県から指摘を受けていたところでした。そこで当初、退職不補充という方針を示したところですが、看護師を中心に入職早々の中途退職等が相次ぎ、さすがに不補充ともいけませんので、鋭意補充しているところです。しかし、退職のスピードにリアルタイムには追いつかない状況であり、特に病棟看護師にとっては切実です。入院患者の年齢層がかなり高齢化していますので、看護業務にかなりの介護的業務、つまりは食事介助やトイレまでの付添いなどのウエートがのしかかるところ、安易な増員はせず、これらをアシストするために手術がないときの手術室看護師、外来診察終了後の外来看護師や医療技術員を病棟業務の応援に行っているところではあります。

以上、早期に医業収益と給与費総額のバランス化が求められるところですが、一朝一夕には難しいため、できるところから、つまり非稼働の縮小に着手した次第です。しかし抑制するばかりではなく、必要なところ、確保が難しいところでは、例えば看護助手に外国人を採用するなど、めり張りをつけた判断をしてきたつもりです。

現在はまだ病院が独自に経営改善策を模索しているような段階です。次の段階では町の医療施策が中心となって強力に推進することが求められてくると思います。今後、病院が孤立し独自路線を歩まないよう、町行政のみならず議会におかれましても適切にチェック機能を果たしていただきますよう御理解をよろしくお願いいたします。以上、大変長くなりましたが、私の視点で回答いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。町長の発言で、先日も全員協議会においてと言われてましたが、何人参加対象で、何人参加されておりましたか、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 全員協議会というのは、新年度のこの政策について懇談会をさせていただいたそのことを申し上げたところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 次に、経費削減で 2,000 万円の削減ができたと言言がありました。結構経費が削減されたとこちらは思ってます。内容についてもう少し具体的に教えてください。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長春名でございます。経費削減の点、具体的に全て一通りお答えいたします。まず電力料金の基本契約の見直しですが、これは着任時に、特に電力関係について入札をしていなかったと、新電力も含めて入札をしていなかったということが分かりましたので、兵庫県の事例を参考に入札をしようということで持ちかけたところですが、結果的には、入札まで至らなくとも

年額 800 万の削減、交渉ができたというところです。

次、不採算が顕著な非常勤医師 3 名との契約解除についてですが、これは、院内で不採算率という当院独自の率として、分子、分母、分母にその医師との契約の報酬、分子に得られる診療報酬で、分子、分母で割りましたところ、極端にその割合が低い医師、7%の医師 1 名と、20%の医師 2 名、この合計 3 名との契約を解除させていただいたというところです。これで年額 900 万というところですが、簡単にざっくりとした数字ですけども、診療報酬が 1,200 万円のところ、失礼しました。報酬額の合計が 1,200 万円のところを、診療報酬の収入が 300 万だったと、そういうものを契約を解除させていただいたというものです。

それから、非常勤医師の病院－姫路間のタクシー送迎の廃止ですが、これは少し姫路駅からのタクシー送迎というのが過剰ではないかというふうに考えまして、これを廃止しまして、新野まで来ていただける先生には来ていただく、それによって診療時間が若干遅れるという先生は診療時間の調整をするということと、既存の運転員業務の合間で行けるところはそれで埋めるということを組み合わせて年額 200 万。

それから、通勤手当の精査ですけども、こちらは、着任当初、通勤手当の申請が職員からあるわけですけども、それをどうやって確認してるのかということを確認したところ、特にチェックはしてませんということでしたので、言わば職員の申告どおりで支払っていたというところですけども、これを共通のツールとしまして、インターネット上のツールを標準としまして、全員同じ指標で当てはまっていたところ、月額で 10 万円ほど削減できたというところです。

それから、交際費の支出ですけども、交際費はこれまでお中元、お歳暮、それに、秋にはマツタケというところを、3 点セットで多くの関係者、大学も含めてですけども、送らせていただいていたというところを、やはりそこは過剰ではないかということで、年 1 回にしようということで年 1 回、それもやはりインパクトがあるものにしないといけないということで、単にお中元の品を郵送するとかじゃなくって、秋にはマツタケにしよう。マツタケを持参して、各先生方に回って、お願いしますというふうに顔もつなぎながら、そういった効果的なものにしていこうということで、140 万程度に抑えたというところです。

それから、印刷物の発注の抑制は、これは院内で印刷できるものは印刷しようというところで、約 20 万というところです。ざっとですが以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 多分、マツタケとかは神河産じゃないと思うんです。神河のものを知ってもらうためにも、ゆず香ちゃんとかに物を替えるとか、そういう案が出れば思います。結構、春名事務長もこれ見ていたら大変な思いをしていると思います。今のを聞いて、町長、そして開設者としての考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私もこの４年間、事務長と２４時間一緒にいるわけではございませんが、以前以上に執行部会議に出席をし、そして孤軍奮闘にならないようにしっかりとサポートをしていくということで、執行部会議の中でも発言もしてきたところでございます。

やはり、誰も悪者というか、やっぱり今まで既得権であるとか、そういったところを、一般的には働く側からすると、やっぱり改悪というのか、悪くなっていくということもあるわけですので、そういうふうになっていくと、最終的にはもう執行部の方針としてこれで決定するのでよろしくという部分が結構ございまして、ただ職員組合とか協議をしなければならないところはしっかりと協議をし、同意を得て進めていかなければいけないというところでありますが、結構、医師に関する部分がかなりございまして、御承知かもしれませんが、医者については全て管理職になっておりまして、私もその辺りが病院の特殊性かなというふうにも思うわけなんですけども、ところが、県立病院の状況も聞かせていただくと、医者は全員管理職ではない。管理職たる医者が管理職である。だから一般的な医者は管理職ではなく単なる医師ということで、それぞれの診療科で管理職の下、診療をやっているということになりますので、そのように考えると、それも一つは公立神崎の当たり前が当たり前ではない部分でもあったかなというふうに思うわけであります。

それが全然駄目やということではなしに、やっぱり都市部の病院、大病院よりも地域の病院というのはなかなか医者の確保ができない、そういう研修医制度が大まかに変更になった時点から地域医療の崩壊と言われておりましたから、公立神崎においても、医者の確保というところでは、やはりこの給与面というところでいろいろな工夫を凝らしながら給与体系というものをつくってきたというところがありますから、全てを否定するわけではございませんが、しかしながらその結果、今病院の経営状況がどうなのかというところを見たら、やはり危機的な状況がある。とは言いながら、公立病院でありますので、不採算部門もしっかりと公的に補填をしていきながら、公立病院の役割を果たしていかなければいけません、一定の基準を決めておりますから、その基準に近づけていくためには、もっともっと大胆に切り込んでいかなければいけない部分があるということで、そういう意味では、もう私自身、嫌われ役になってもいいぐらいで、この間、執行部の中でもなかなか難しかったら、開設者である町長の方針だと言ってもらって結構だということでこの間進めてきておりますので、これからもその考えは変えずに、健全な経営、そしてまた地域の方々に喜んでいただける病院運営を目指していきたいと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（２番 木村 秀幸君） ありがとうございます。公立神崎総合病院をより利用しやすい病院になりますよう、お互いに頑張っていきましょう。

次の質問に移ります。学童保育クラブについて、夏休み等の学校長期休業日や始業式

等で学校給食の提供がない日は、保護者がお弁当を作って子供に持参させています。保護者の負担を減らすために何か対策を考えていますか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。それでは、木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

長期休業期間における昼食提供につきましては、昨年の夏休み、冬休み時点では特に要望がございましたが、2月に学童保育クラブに関する利用者アンケートを実施しましたところ、長期休暇の昼御飯に個人負担でおにぎりやパンなどを学童側が用意していただき利用できるシステムがあればうれしいという保護者からの御意見が1件ございました。

それを受け検討いたしましたのは、まず、給食センターからの提供ですが、食品アレルギーや日々の提供個数の変化に対応できないため、給食センターでの実施については困難な状況でございます。次に、弁当業者の利用を考えました。県内の状況を確認したところ、一定数量の注文が見込める阪神間では実施されている学童がありますが、近隣の姫路市では1食の単価が500円から600円台であったことや、注文数量が業者の採算個数に足らなかったことなどから断念されたと聞いております。あわせて、保育業務に加えまして昼食の発注の取りまとめをする余裕が職員にないことから、現在のところ学童保育クラブにおける昼食提供は難しいと考えております。しかし、コンビニエンスストアなどの弁当やおにぎり、パンを持ってくることは可能でございますので、そういったことを保護者にお知らせしていきたいと考えております。以上、木村議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 木村です。役場や議会では、当日の昼食を朝9時頃に注文すると昼に届きます。今までどおりお弁当を持参するのもあり、注文するのもあり、コンビニエンスストアなどでお弁当やおにぎり、パンを持ってくるのもありだと思います。これも喜ばれる一つの選択かと思います。時間に余裕がある保護者なら、朝、買いに行ったら持参させると思いますが、しかし、朝余裕がない保護者もおられます。選択ができるようにすると保護者の負担軽減にもなりますし、町内でお金が回ります。そして、子供たちにも町内のお店の味を知ってもらえます。この仕組みを取り入れる考えはありますか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの御質問に対しまして回答させていただきます。

先ほども説明の中で申しましたように、学童保育で保育業務に加えまして昼食の準備をすること自体が職員に余裕がないというところでございます。できましたら、先ほど言いましたように、コンビニエンスストアなどで購入いただきまして、その児童が好き

な食べ物を購入いただきまして、学童に来ていただければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。いや、それも一つの選択やと思います。何ていうんですかね、余裕がないと言われてますけど、それは職員の声ですか、それとも見た目というか、こちらが思っていることですか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。夏休み期間中なんですけど、神崎学童で言いますと午前 6 名、午後 6 名、それが最低ラインのところの職員数なんですけども、実際に今現在働いていただいている学童の職員が 8 名でございます。それを午前、午後に分けて勤務していただいておりますのと、それから夏休み期間中だけ大学生とかスポットでお手伝いいただいております。そうしたことから、神崎学童であれば大体 80 名ぐらいの毎日利用がございます。その中で 1 年生、2 年生が特に半分以上を占めておりますので、なかなか指導なり保育が大変だということがございますので、弁当の数を注文したりとか、それからその日にならないと保護者の勤務とかで突然来る子もいますし、来られない子供もいますので、そういった対応のところでトラブルがやはり発生するのかなというふうにちょっとこちらも考えております。そうしたことで、できましたら保護者の方で対応していただければなと。姫路市さんなんかも同じような意見だったんですけども、保護者のほうから民間業者へ直接注文していただけていただけるような業者があれば、そういったところを利用していただくとか、もしそういったところがあるということであれば、こちらのほうにも連絡いただきまして、また、数がある程度そろそろようであれば対応も考えたいと思うんですけども、今のところちょっと調べる限りそういった業者がございませんでしたので、一定数ないとということで、20 個以上じゃないと送料がかかりますよとか、そういったこともございますので、今のところ昼食の提供は難しいかなというふうに考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。先ほどの、何ていうかね、協力してくれる業者とかは、事前に僕、数件飲食店さんに対応可能か確認したところ、一応対応可能と、少なくとも対応するでと、応援するでと、子供のためやたらって言うてくれるんで、一度そことおつなぎしたいと思います。

コンビニエンスストアのお弁当やおにぎりは、これはもう来年度からでもしてもらえるんじゃないでしょうか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。お弁当につきましては、もう保護者のほうで買っていただくというような対応で、特に決まりはないんですけども、学童の事前の保護者説明会では、もう弁当、水筒持参ということ

だけしか書いてませんでしたので、そのところに、そういったおにぎりやパンもコンビニとかで買って持ってきていただいてもいいというところだけは記載したいと思っております。早速周知したいと思います。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 木村議員。

○議員（2 番 木村 秀幸君） 2 番、木村です。そこからでも多分保護者の方たちは負担が軽減されていると思うんで、もう少しまた一歩ずつでも進むようにお願いします。

これで私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を 15 時ちょうどとします。

午後 2 時 34 分休憩

午後 3 時 00 分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、1 番、小島義次議員を指名します。

1 番、小島義次議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島義次でございます。今回の一般質問は、私のほうから 2 つの大きな項目について質問させていただきます。

まずはじめは、学校施設の防災対策についてです。

能登半島地震では、能登地域を中心に校舎外壁のひび割れ、窓ガラスの損壊などが確認されましたけれども、学校施設の倒壊は 1 個もなかったということです。これは学校施設の耐震化が進められたことが被害を軽減したものと見ています。学校施設耐震化は過去の震災を教訓に国の補助などで進められ、公立学校の校舎や体育館のつり天井の耐震化はほぼ完了しているということです。ただ一方で、外壁や照明器具など非構造部材の耐震化率は全国で 67% 程度であり、改善されることが求められています。

神河町では 1 つの中学校、3 つの小学校がありますが、それぞれの体育館で外壁部分、照明器具などの非構造部材の耐震化は済んでいるでしょうか。山崎断層帯地震では最大震度 5 前後の想定がされていますが、このレベルでは落下しないという強度になっているかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。ただいまの小島議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

大規模災害に際し、学校施設が果たすべき役割は、第 1 に園児、児童生徒、そして教職員の安全確保でございますが、同時に、避難所指定になっている学校施設については、地域住民の避難所としての役割を担っていることから、避難生活や災害対応に必要な機能を備えることも求められております。

防災機能整備の基本的な考え方として、1、施設の安全確保、2、避難所として必要な機能の確保、3、避難所の円滑な運営方法の確立、4、学校教育活動の早期再開であると考え、これまでも小・中学校の体育館における構造体及び非構造物の耐震化工事についても実施してまいりました。学校教育の観点及び防災の観点の両面から、引き続き安全な施設として維持管理してまいります。

なお、教育課長から詳細を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは詳細につきましてお答えさせていただきます。

これまでも、地震により非構造部材に目立った被害が生じるたびに国土交通省から技術的助言が通達されるなどの対応はなされてきました。非構造部材は多種多様であり、全国的にも構造体の耐震化に比べて遅れていると言われています。神河町の小学校3校と中学校1校の体育館についてですが、神河中学校体育館の建築年度は平成17年度で18年経過、非構造物耐震補強工事を平成25年に実施。神崎小学校体育館の建築年度は平成7年度で28年経過、平成24年度に天井補強工事や水銀燈の落下防止工事、令和3年度には非構造物の点検を実施しています。寺前小学校体育館の建築年度は昭和58年度で40年経過、非構造物の補強工事を含む大規模改修工事を平成26年度に実施。長谷小学校体育館の建築年度は昭和57年度で41年経過、非構造物耐震補強工事を平成26年度に実施しており、全ての小・中学校の体育館において本体の耐震化及び非構造部材の耐震化も実施しており、御質問の最大震度5前後の構造体及び非構造部材ともに対応しております。

なお、維持管理につきましては、文部科学省が示しています学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づき、日常的な点検等により劣化や破損について確認を行い、安全対策に努めているところでございます。以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） はい、ありがとうございました。

このようにきちんと対策がされているということは、万一の避難のとき、非常に安心してそこで生活できるということになると思います。ありがとうございます。

能登半島地震では、避難所の体育館で多くの被災者の方が厳しい寒さをしのいでおられます。こんなときほど空調設備が役立つのですが、当町の小・中学校の体育館の空調整備の状況についてお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

神河町の小・中学校の体育館には、冬場の防寒対策として大規模暖房機を、夏場の暑

さ対策としてスポットクーラーを設置し、始業式や終業式、卒業式など、学校行事などの実施に活用するとともに、非常時にも対応できるようにしております。

設置台数につきましては、学校規模や校種に応じて設置しており、神河中学校はスポットクーラー５台、大型暖房機６台、神崎小学校はスポットクーラー４台、大型暖房機３台、寺前小学校はスポットクーラー２台、大型暖房機２台、長谷小学校はスポットクーラー４台、大型暖房機１台となっております。以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） ありがとうございます。

このように、空調設備はないけれどもスポットクーラーあるいは大型暖房機で対応は今のところはできているというところだと思っております。

そこで、スポットクーラーなど空調設備に使う電力を賄うために太陽光発電が小・中学校に設置してあると思いますけれども、この太陽光発電、もちろん、平常は校舎内の電力を賄うためにされてると思うんですけれども、これは、外部電源がなくても、いわゆる停電しても、昼間太陽が出て発電してるときは単独使用できるかということで、そういう仕組みになっているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島です。小島議員の質問にお答えします。

神河町の中学校、小学校には太陽光発電を導入しております。停電時における学校に設置してます太陽光発電からの給電につきましては、蓄電池の設置が必要となっております。太陽光発電導入当初、蓄電池の導入も検討しましたが、当時ではまだ高価であったため、導入を現在のところ見合わせており、現在のところ給電はできないという状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（１番 小島 義次君） 分かりました。蓄電池は非常に高価なものですから、最初から無理だと思ってしまうんですけれども、一般的な家庭用、その太陽光発電は蓄電池がなくても、コンセントがあって、そこから発電している場合は電力が取れるという仕組みになっているんですけど、こういう大型の場合は、ちょっとその辺の仕組みが分かりませんので、またできれば、そういう停電しても使えるという状況になるような方法をまた考えていただけたらと思います。

その体育館の空調整備は、非常時はもちろん、平時においても学校教育に多くのメリットがあると思います。近年は温暖化で気温が毎年高くなっており、夏の熱中症も多く発生する状況が増えています。それを回避するためにも、体育の授業は体育館で行うことも考えられます。そのときに太陽光発電が設置されていれば、それを使って空調を作動させるということになれば、熱中症予防にもなりますし、効果的な教育が期待できる

と思います。教育環境の充実にもつながります。厳しい財政状況ではありますが、国の支援も待ちながら、計画的に少しずつでも体育館の空調整備に向けて対策を進めていただきたいと思います。

今ありました太陽光発電の停電時でも蓄電池を使って電気が供給されるというようなことも含めまして進めていただきたいと思います。あわせて、各校体育館における非常用電源、その確保、蓄電池があれば非常用電源になりますけれども、その確保など、学校の防災機能を拡充していくことも大切だと思います。これらについて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうで答弁させていただきます。その後、詳細については各担当から答弁させていただきます。

全国的にも避難所となる小・中学校体育館の空調設備はまだ標準化されていないケースが多くございまして、文部科学省の発表では、2022年9月時点の普及率は全国平均で11.9%にとどまっている状況です。このような中、真冬に発生した能登半島地震では、避難所となる体育館の空調設備の重要性が明らかになり、また灯油が不足するといった事態が発生するなど、厳しい寒さの中での避難生活で体調を崩される方も出ています。当町におきましても、児童生徒に対する熱中症対策としての安全面への配慮、また避難所生活における環境改善という観点から、空調設備や非常用電源は必要であると認識しておりますので、財政状況を踏まえ、前向きな検討を進めてまいります。

詳細につきましては、学校施設の整備の面から教育課、児島課長から、また防災の面から住民生活課、井出防災特命参事から御説明申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問に対しまして、学校教育の熱中症予防という観点から詳細説明をさせていただきます。

神河町内の幼稚園、小・中学校では、熱中症予防対策として、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数WBGTを用いて子供たちの安全を確保しております。暑さ指数は人体と外気との熱のやり取り（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射などの周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、危険度の高い順に危険・厳重警戒・警戒・注意の4段階に分かれています。運動環境などの指針として有効であると認められ、多くの学校において、屋外での体育の授業や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられており、町内の幼稚園、小・中学校でも指数に応じた対応を行っています。特に夏場は常に水筒を持ってくるよう呼びかけ、屋外で活動時は帽子を着用させる、水筒による水分の補充、体育や部活動では給水タイムを取り、確実な水分を補給、体育大会や運動会の練習時は時間を短く区切り休憩を多め取る、室内でもできる練習は室内で行うなど、熱中症予防に努めているところでご

ざいます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。私のほうからは、防災の面から御回答させていただきます。

令和5年5月に改正気候変動適応法が公布され、その中に示される熱中症対策を強化するための熱中症対策実行計画では、災害時の避難所での被災者及び支援者における熱中症対策として、避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行うこととされています。

現在、当町では指定避難所となる各学校体育館等における停電時の対策として、夜間照明用の小型ポータブルバッテリー（蓄電容量1,346ワットアワー）を6か所の避難所に各1台配備しております。また、熱中症対策として、大型扇風機についても各避難所に4台程度配備しておりますが、御指摘の学校体育館等への空調設備は導入できてはおりません。しかし、災害時の応援協定により、関西電力やプロパンガス協会、自衛隊との応援協定により、停電時の電源の供給が必要な場合は大型の発電機の支援を受けることができます。ただ、現在の地球温暖化の影響により夏場の気温も以前より一段と高くなっておりますし、体育館に空調設備があれば、安心して授業ができたり、避難者が安心して一時的な生活ができるようになることは、非常に有意義なことであることは担当者としても承知しております。あとは投資できる経費、財源の問題となります。町長が答弁されたとおり、まずは特定財源を確保するところから検討を進めてまいります。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。

前向きな検討をしていただくということで、将来的に安心できるのではないかと考えております。ありがとうございます。

ところで、体育館にスポットクーラーが備え付けてあるということですが、これは体育の授業なんかに使われているんでしょうか。それとも、何か大きな行事があるときに使うだけになっているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

学校のほうに問い合わせいたしましたところ、体育の授業等には活用しているという回答をいただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

体育のときに使うと、とっても暑いときは、やっぱりそういうクーラー等で気温を低くして熱中症対策にすることというのは有効なことだと思いますので、多少電力は要りますけれども、どんどん子供たちのために活用していただけたらと思います。ありがとうございます。

次に、次の質問に移らせていただきます。

災害時における業務継続計画の実効性の確保についてお伺いいたします。

能登半島地震では自治体の業務継続計画、いわゆるBCPの実効性の課題として、集落の孤立などで職員が役所に来ることができないなど、計画どおりの実行が困難であったとのこと聞きます。今回は、業務継続計画、BCPが実際に機能するかどうかの検証も含め、その実効性を高めていくための質問をさせていただきます。

当町でも令和2年3月にこの計画書が策定されていますが、計画立案から4年がたとうとしています。総務省の消防庁におきましては、2023年版の消防白書では、市区町村で約97%が策定済みとのことですが、特に重要な6要素を網羅したBCPをつくっている市区町村は4割ほどになるとの講評でありました。6要素とは内閣府が作成しています内容で、1つ目に、首長いわゆる町長が不在時の明確な代行順位、それと職員の参集体制、2つ目に、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目に、電気、水、食料などの確保、4つ目は、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目に、重要な行政データのバックアップ、6つ目に、非常時優先業務の整理、この6つだということです。この6要素について、当町は、業務継続計画を読ませていただきますと、全ての項目について計画上に上がっております。しかしその実効性はどの程度なのか、想定される状況に合わせて確実に実行できる内容なのかどうかということをお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。業務継続計画につきましては、計画の策定に当たりまして、必ず定めるべき特に重要な要素として議員御指摘の6要素がございます。この6要素の実効性について確保はされておりますけれども、大規模な災害が発生しますと、本庁の代替庁舎も同様に被災するおそれもあり、停電が長期化した場合には72時間の非常用発電機も使えなくなる可能性もございます。また、発災時には、通常業務に加えて災害対応業務も発生することから、当町の限られた人員と資材では対応できなくなることも予想されます。そのような大規模災害時には、他市町や応援協定機関、団体などからの人的支援、物的支援などの要請と受入れ手順などを定めた災害時受援計画により応援要請を行うこととをしております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろな方法を使って災害に対して対応していただくということが分かりました。

この計画書の中で、1つちょっと気になったことがあるんですけれども、山崎断層の被害想定、これは29ページにあるんですけれども、策定時から、いわゆる人口、それから人口といいましても、要援護者数とか高齢者の増加とかそういう変化、それから4年前になりますけども、通信環境などのそういう社会的な環境が変化していますが、この29ページについての見直しについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。山崎断層の被害想定についてです。

これにつきましては、地震防災対策特別措置法に基づき、旧総理府に設置された地震調査研究推進本部が2003年、平成15年ですけれども、山崎断層帯の長期評価を取りまとめて、これを兵庫県が平成21年から22年度にかけて独自に被害想定を調査し、県下市町に公開している想定となっております。したがって、見直しについては町独自で改正を行うというのではなくて、地震調査研究推進本部、またはその結果に基づいて調査される兵庫県において被害想定が修正された場合に行うべきと考えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 内容的には分かりました。

ところで、私がこの表を見ますと、ちょっと細かなことになるんですけれども、災害時要援護者数が、1日後で高齢者ゼロ人、乳幼児が1人、障害者ゼロ人、要介護者1人となっているんですね。大きな災害が起きたときにゼロ人ということ、特に高齢者のゼロ人というのはどうなんかな、これでいいのかなとも思ったりですね、それから乳幼児についても1人で数が上がっていますが、これで本当にいいんだろうかと。神河町の実態に合わせた想定があればいいんじゃないかなと思うんですけれども、この辺り、これは県のほうが決めたものということなんですけれども、当町の実態に合わせれば、この数字、ここに上がっている数字は多少なりとも変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この山崎断層の被害想定ですけれども、そもそも山崎断層の地震の揺れの強さにつきましては、震度5強というように出されております。この震度5強ということでございますので、この想定はそもそも国県のほうでされてはいるんですけれども、必ずしも弱い揺れではないということではございます。しかしながら、5強の地震であれば、全てとは言いませんけども、旧耐震基準の住宅であっても倒壊までするおそれまでの揺れではないというふうには言われております。このたびの能登半島地震、6強なりの、震度7とか6強とかの地震ということになりますと、当然旧耐震基準の住宅となりますと

倒壊また大規模な半壊というようなことになる可能性はかなり大きなものとなります。
そういった意味で、県のほうの被害想定ですけれども、そういった地震の揺れの強さで
こういった想定をされているものと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 当町におきましては、そんなに心配するほどの被害も出
ないんじゃないかというふうには受け止めておりますけれども、私も長年ここに住ん
どおりまして、その地震に対して、何十年前かの山崎断層の地震、震度3とか4とかあり
ましたけれども、それは経験したことがありますし、それから阪神淡路大震災のときのあの
揺れですね、あれも家で経験したことがあります。この辺りは碎石とかがありますよう
に、地下の岩盤が強いと、強いところに神河町という地盤が、土地がいうんか町ができ
ているというふうにも考えたりして、割と安全なところではないかとも思っております
けれども、そんなふうに捉えてもよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。私
のほうもその地盤の強さ、固さによって、この辺りが安全か安全でないかというところ
までは、申し訳ございませんけれども、はっきりと申し上げることはできないというこ
とでございます。先ほど申し上げました震度5強で安全か安全でないかと申しますと、必
ずしも安全とは言いきれないというふうに思っております。そういった意味でも、地震
への備えということは、常日頃から住民の方に周知していく必要もあると考えておりま
す。

またこの神河町におきましては、山崎断層には活断層はございませんけれども、この
活断層ではない伏在断層という、目には見えない断層というのが国道312号線沿い
にはあると言われておりますので、この伏在断層による直下型地震となりますと、マグニ
チュード6.9、震度6強というようなこともと言われておりますので、そういったことを
考えますと、こういった地震に関する備えということは、今後もしていかなければなら
ないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） やはり、どういう地震がいつ起こるか分からないと、そ
ういう心積もりはしておく必要があるということだと理解しておきます。

次に移ります。

優先継続業務及び休止業務一覧、これは計画書の41ページにありますけれども、そ
の中で各課の24時間以内フェーズとして、勤務ローテーションや二次災害の防止対策
項目がありますが、災害発生から24時間では、その作成作業が難しいのではないかと
思われます。それらの項目はあらかじめ作成してあるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。災

害発生時の優先継続業務、休止する業務につきましては、それぞれの担当課により整理をしていただいております。そのうち発災直後から発生する災害対応業務に加えて、災害対策本部の設置等に係る本庁舎及び支庁舎等の確認作業が3時間以内の優先継続業務ということになります。

次に、24時間以内に実施する業務ですけれども、これは通常業務となることから、職員のローテーション計画や当該業務に係る二次災害の防止対策を講じておく必要があります。しかし、災害の状況によっては、一部の職員が登庁できない場合や、被害が大きく災害対応業務に人員を割かれるといったことも想定され、24時間以内の業務開始が困難な場合も考えられます。そのような事態を考えますと、御指摘のように、事前にローテーション計画や二次災害防止対策を作成しても実施は困難となりますので、当町で策定しております災害時受援計画に基づき、他の市町等への応援要請を行うことで優先継続業務が早期に開始できるよう努めてまいります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。他の地域から応援を求めるというそういう対策で対応していきたいということだと思います。

この業務継続計画策定から4年が経過しようとしています。計画の更新について、この3ページにありますけれども、その中で、1つ目に、本町の被害想定の変更のとき、2つ目に、地域防災計画などの改定のとき、それから、事務事業の見直しや組織機構改編時の更新のとき、計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施のとき、業務継続計画との整合を図るべき計画の策定または改定のとき等とあります。この見直しの時期は、この5項目に合わせていつかされるのか予定はされているでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。業務継続計画の更新につきましては、計画の第1章に明記がしてありまして、御指摘の5項目に変更などが生じた場合には更新を行うものとしております。

計画の内容については、4年を経過する今もそれほど大きく変わる部分はほとんどございませんけれども、毎年的人事異動により各課、各担当班の人数に変更が生じることがあります。そのために、業務内容についてもそれぞれの部署に確認を行い、今後においては、毎年度更新をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 毎年度更新を見直していくということで、これも毎年いろんな変化が出てきますので、それに合わせた更新、あるいは計画をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

次に、災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害の状況は大きく変わ

ります。想定される事態への具体的な対応を検討し、質の高い計画にしていくこと、また、他の自治体からの応援を受け入れる体制、今も話ありましたけれども、受援体制ですね、それも整えていくことが大切だと思います。定期的な訓練や他の地域での災害発生などを機会に計画を見直し、実効性のある計画にさらに更新していくことが必要と思いますが、いかがでしょうか、町長の見解をお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御指摘のように、近年は地球温暖化による台風の大型化や線状降水帯をはじめとする予測し難い集中豪雨など、毎年のように全国各地で土砂災害や河川の決壊などによる浸水被害が発生しています。

文部科学省所管の地震調査研究推進本部では地震活動の長期評価を行っており、令和6年1月1日時点で、南海トラフで発生するマグニチュード8から9クラスの地震の確率を今後30年以内で70から80％程度と予測しています。また、当町における直下型地震の予測震度は6強とされており、大規模な地震がいつ起こるか分かりません。

このような自然災害に備え、当町では地域防災計画、業務継続計画をはじめ、防災に関する様々な計画を策定しておりますが、議員御指摘のとおり、上位計画の見直しと併せて気象の変化、人口や世帯数の増減、年齢構成の変化などに対応し、常に最新の情報を基にした計画への見直しが必要となってまいります。また当町のような小規模自治体では十分な人員確保は困難であり、また、限られた財源の中、必要な資機材や物資の調達にも限界があることから、兵庫県、県内市町、事業所、関係機関等と災害時の応援協定を締結するとともに、応援要請の手順や人的支援、物的支援の流れ等を具体的に示した災害時受援計画を策定しています。

これらの計画を実効性のあるものとするためには、それぞれの計画を職員が十分熟知した上で、計画に基づいた行動が迅速的確に行えるよう、防災担当である住民生活課では毎年全職員を対象とした水防計画の説明会や、避難所運営に係る職員を対象とした訓練、また、防災情報システム等を活用した図上訓練等も実施しているところでございます。このような訓練を重ね、災害が発生した場合には、戸惑うことなく、災害対応業務が遂行できるよう、常に危機感、緊張感を持って全職員が一つになれる組織をつくってまいります。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

今の町長の答弁の中で、少しお聞きしたいことがあるんですけども、当町のような小規模自治体ですが、人員確保が困難であると、これはよく分かります。必要な資機材や物資の調達にも限界があるということ、これも確かだと思います。そこで、県内市町あるいは事業所、関係機関と災害時の応援協定を締結するということはありますけども、現在、応援協定を結んでおられる主なところ、それは分かりましたら、どなたか教えて

いただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） どなたが答えられますか。

井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。当町では、兵庫県及び市町相互間の災害応援協定ということで、兵庫県知事はじめ、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、そして西播磨地域災害時等相互応援に関する協定ということで、これは先ほどとは別に、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町と協定を結んでおります。それとあわせて、埼玉県神川町とも防災の協定を締結をしております。以上でございます。（「民間企業」「民間企業もある」と呼ぶ者あり）

そのほかにも協定は結んでございまして、事業所とかにつきましては、災害時における生活物資の確保に関する協定ということで、コメリと、あと、ナフコ神崎店、あと、マックスバリュ西日本株式会社、生活協同組合コープこうべ、ゴダイ株式会社、ジュンテンドー、あと、災害時における飲料水の提供に関する協定ということでキンキサイン、災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定ということで、兵庫県ＬＰガス協会姫路支部、あと、災害時における物資等の輸送及び仕分等に関する協定ということで、兵庫県トラック協会、あと、災害時における福祉避難所に関する協定ということで、町内の福祉避難所ということで、うぐいす荘やあやめ苑、アキタケメディカルセンター「さくら」介護センター、介護老人保健施設かみかわ、Ｒｅｓｏｒｔ によん in 神河、あと、災害時における応急対策業務に関する協定ということで、神河町建設業協会、災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書ということで、大河内郵便局、神崎郵便局、あとヤフー株式会社との情報応援協定、災害時における地図等の供給等に関する協定ということで株式会社ゼンリン関西支社、災害時における廃棄物処理に関する応援協定ということで、兵庫県環境事業商工組合、あと、上下水の関係ですけれども、災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定ということで、これは兵庫県水質保全センター、水道の災害応援に関する協定ということで、これは兵庫県と、あと神戸市、姫路市、尼崎市、明石市とのこういった協定も締結をしております。

あと、最近ではドローンを活用した支援活動に関する協定ということで、スウィフト・エックスアイ株式会社様との協定も締結したり、あと、災害の物資の受入れということで、大十株式会社との応援協定、また先日には、災害時における連携協力に関する協定ということで、兵庫県弁護士会との協定も締結をしております。このような協定につきましては新聞等で出ております。当町で締結していないところにつきましては、順次

締結してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ありがとうございます。住民が被災した場合の生活全般にわたるいろんな協定、とても大事なことで、幅広く多岐にわたり協定していただいているということは、一つの安心につながっているかなと思っております。ありがとうございます。

このように町内の全住民が災害時でも安心できる環境であるということに、今後さらに努めていただくことをお願いしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から3月21日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

よって、明日から3月21日まで休会と決定しました。

次の本会議は、3月22日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。皆さんどうもお疲れさまでした。

午後3時46分散会
